

<論文>

京都府議会における 農地改革をめぐる審議過程

平井正文

はじめに

これまで公刊された、たとえば「京都府議会史」（昭和20年～昭和30年、昭和46年3月刊）では、農地改革についてはまったくふれてはいない。また、「京都府議会史・総説編」（昭和20年～昭和46年、昭和52年3月刊）においても、終戦後の農業・農村問題で35ページがさかれているが、その中心は、(1)供出対策10ページ、(2)食糧増産と開拓10ページであり、(3)農地改革と農村問題15ページ中、農地改革については僅かに2ページ、農地改革により残された問題については5ページが記述されているにすぎない。しかも、残された問題では、次・三男問題を含んだ農村青年問題と農地改革後の営農形態（営農協同組合）のみがとりあげられている。

周知のとおり、戦後の農地改革は日本の民主化政策の一環としておこなわれた。その内容は、戦前からの農地調整法の再改正と自作農創設特別措置法のもとで、国家が強制的に地主の農地を買収し、小作農民に売渡す方式がとられた。そして、これを実行する行政機関として市町村農地委員会と都道府県農地委員会が設置され、中立ならびに学識経験者以外の各号（小作・地主・自作）農地委員は、すべて市町村、府県農地委員を問わず選挙によって選出された。

京都府下における戦後第1回目の農地委員会の選挙は、市町村農地委員会選挙が昭和21年12月20～24日に、府農地委員会選挙が昭和22年2月におこなわれた。

府の行政機構としては農地部がおかれ、農地課と開拓課の2課が、それぞれの所管事務を行うことになった。

農地改革の実施については、農林省からの通達・通牒をもとに、実際の業務は農地部の掌握下において府農地委員会と市町村農地委員会が、選出された農地委員と専従書記によって遂行された。

したがって、府議会がタッチする機構ではなかった。そのことが府議会レベルで、農地改革についての審議がまったくなされなかつたということではなかつた。

本稿では、戦後の京都府議会での農地改革をめぐる審議過程を明らかにすることを第一課題とし、各年ごとの府議会での論議を実証的に解明しようとした。

資料は、ほとんどが各年ごとの「京都府議会議事録」に依拠した。

1 第2次大戦後の京都府議会の状況

昭和20年8月15日、ポツダム宣言の受諾によって、日本は無条件降伏した。

当時の府議会は、昭和14年9月の総選挙の結果府議会議員となった民政党21名、政友会8名、明倫会4名、社会大衆党3名、京都民政会1名、中立8名のうち、36名が在籍していた。しかし、戦時中、大政翼賛会運動によって、昭和15年3月には社会大衆党が解体し、7月には政友会も解散し、民政党も8月上旬に解党したので、府議会でも政党色が一掃されて、昭和15年8月13日以降は「京都府会議員団」が結成され、運営されてきた。

8月15日以降、戦時法令はつぎつぎと廃止され、暗黒政治の根源だった治安維持法も国防保安法も廃止となつた。政治犯が釈放され、政党活動も自由となつた。10月には日本共産党が再建され、11月には日本社会党、日本自由党、日本進歩党が結成された。

京都府下でも11月12日に社会党、18日に自由党が、12月2日には進歩党が支部結成大会をひらいた。社会党はいち早く府会議員団総会の席上(11月8日)辻井民之助議員が大西・井上の正・副議長の戦争責任を追求し、辞任すべきで

農地改革をめぐる審議過程

あると不信任を表明したが、反対多数で否決された。12月府議会では正・副議長はともに辞任した。

11月府会当時の勢力分野は、自由党系21名、進歩党系10名、無所属4名、社会党2名であった。

10月23日、内務省は敗戦後はじめての地方官の大異動を発令したが、このとき三好重夫知事は内閣副書記官長に転出し、かわって民間から木村惇氏が起用された。

そして、昭和20年12月1日から戦後初の府議会が開催されることになった。
「翼賛」府会から「民主」府会への切り換えであった。

冒頭、戦後初の木村知事は「ポツダム宣言」の受諾後、9月下旬連合軍の進駐によって、第6軍令部が設置され、占領下にあることを確認しながら、今後の府政の基本方針として、「府民ノ為メヲ思ヒ、府民ノ手ニ依ツテ運用スル、府民ノ政治」をとることを強調した。

しかし、当時食糧飢餓は一段ときびしく、初会冒頭「主食3合配給」の断行を全会一致で採択し、内閣総理大臣に意見書を提出するという緊迫した状況であった。

木村知事は、

「去ル8月15日終戦ノ大詔ヲ拝シマシテヨリ早クモ5ヶ月ヲ経過致シマスガ……

大詔ノ御諭シヲ体シマシテ、堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ンデ心ヨリ敗戦ノ事実ヲ甘受シ、自ラ誓約セル「ポツダム宣言」ヲ至誠ヲ以テ忠実ニ履行スルコトニヨリマシテ、世界ニ日本国民ノ信義ヲ示サネバナラナイト思フノデアリマス。

本府ニ於マシテモ御承知ノ通リ9月下旬聯合軍ノ進駐ヲ迎ヘマシテ以来、第6軍令部ガ設置セラレ、政府ハ終戦連絡京都地方事務局ヲ設置シ、本府モ亦進駐軍受入実行本部ヲ置キマシテ誠意ヲ以テ軍ノ要望ニ応ヘ、接衝ハ極メテ円滑ニ進ミツツアルノデアリマシテ御同慶ニ堪ヘナイ次第デアリマス……

尚此ノ機会ニ私自身ノ府政運用ニ対スル見解ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス

我国ノ再建ガ民主主義ノ基調ニ立タネバナラヌコトハ政府当局ニ於テモ屢々明言セラレ，私モ亦此ノ点ニ関シテ強イ確信ヲ有スルモノデアリマスガ，我国ノ受諾シタポツダム宣言ヲ見マスト，「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スペシ」トアリ，此ノ目的ガ達成セラレザル限り進駐軍ハ日本国ヨリ撤収セラレナイ建前トナツテ居ルノデアリマス。

然ラバ此所ニ謂フ民主主義トハ何デアルカト申セバ「リンコルン大統領」ガイミジクモ喝破シタ “The goverment of the people, by the people, for the people” ノ數語ニ尽キルト存ジマス。之ヲ府政ニ当嵌メレバ「府民ノ為メヲ思ヒ，府民ノ手ニ依ツテ運用スル，府民ノ政治」ト云フコトガ出来マス。

現在ノ制度ノ下ニ於テハ，府民ハ府ノ議事機関タル府令ノ構成員ヲ選挙致シマスガ，府会ハ予算議定権其ノ他若干ノ権能ヲ有スルニ過ギマセンカラ，完全ナル意志機関ト申ス訳ニ参リマセン。併シ乍ラ，政府ハ近ク知事ノ公選ヲ断行スル決意ヲ有スル趣キデアリマスカラ，此ノ事が実現スル暁ニ於テハ名実共ニ府政ノ民主化ガ行ハレルコトト信ズルノデアリマス。不肖乏シキヲモチマシテ，本府知事ノ大任ヲ承ケ日尚浅イノデアリマスガ，日夜肝膽ヲ碎イテ居ルコトハ，如何ニセバ現在ノ過渡期ニ於テ府政ノ上デ「デモクラシー」ノ理想ヲ実現シ得ルカノ点デアリマス。私ハ現在ト雖モヤリヨウ次第デ，此ノ理想ノ実現ハ必ズシモ不可能デナイト信ズルガ故ニ，在任中ハ一意專心府民ノ利益ト幸福ノ増進ノ為ニ邁進シ，部下ノ議員ニ対シテモ，私ノ意志ノ徹底スルヨウ最善ノ努力ヲ傾注スル決心ヲ固メテ居リマス。希クハ，議員各位ニ於カレテモ私ノ微意ヲ御汲取リ下サレ，私ガ160万府民ノ代表者トシテ，大任ヲ果シ得ルヤウ，偏ニ御協力ヲ願ソテ己ナイ次第デアリマス¹⁾と述べた。

1) 「府議会議事録」昭和20年12月1日 第1号 1～4ページ。

2 府下における第一次農地改革過程

——昭和20年12月府議会——

1) 「農地制度ノ改革」

昭和20年11月22日、第一次農地改革要綱閣議決定、翌23日新聞発表、12月4日法案衆議院上程・審議といふ中、京都府議会では昭和20年12月7日福井晴吉議員（中立）がはじめて、

「自作農創設ト云フコトハ、今議会デモ土地制度ノ改革案ガ提案サレテ居リマスガ、之ニ伴ヒマシテ、無論今度ハ5町歩以上ノモノハ農業会ニ於テ買上ゲルト云フテ、サウシテ自作農者ニ配分ヲスルト云フヤウナ建前ニナツテ居リマス」

と、第一次農地改革（案）にふれている。

この時期の「自作農創設」とは、戦前から継承された自作農創設（第3次施設……昭和18年以降のこと）であり、その延長線上で考えられていた。したがって、「無論今度ハ5町歩以上ノモノ」を「買上げ……サウシテ自作農者ニ配分」という見方も、「5町歩以上」は予想外のことであっても、当然買上げで自作農に配分するという自作農創設の思想が準備されていた、とみるべきであろう。

しかも、第3次施設以来強調されてきた「農地ノ交換分合」の考え方も漸くにして滲透し、その必要性が説かれている。さしつけた食糧飢餓を克服するための食糧増産にとって、もっとも必要なことは交換分合だと強調して、

「本府ノ天田郡ノ雲原村デオヤリニナツテ居ルヤウナ土地交換分合ト云フヤウナ問題モアリマス。之ニ伴ヒマシテ、極メテ必要ダト思ハレルノデアリマス。然ルニ、ソレニ対スル経費ハ從来ノ1,300円計上サレテ居リマシタノガ、ソレガ更ニ削減サレテ僅カ500円トナリ、如何ニモ存目ダケノ費用ニサレテ居リマスガ、之等ハ私ハ大イニ増加サレネバナラナイト思ヒマス。」

増産ニ最モ必要ナル所ノ能率ヲ上ゲ得ラレル所ノ土地交換分合ト云フヤウナ点ニ何故モウ少シ経費ヲ計上サレナカツタカ……」²⁾

2) 「府議会議事録」昭和20年12月7日 第4号 191~192ページ。

とせまっている。

答弁にたった田上辰雄部長は、

「4番議員ガ先刻自作農ニ関シマシテ、農地交換分合ノ経費ガ800円減ツテ居ル事業ヲオ述ベニナツテ、力ヲ緩メテキルト云フヤウナコトハ不都合デハナイカト云フ御趣旨ノ御質問ガアツタノデアリマスガ、府ニ於キマシテハ、自作農創設並ニ維持ノ事業ガ極メテ重要デアリマスルニ付キマシテハ、4番議員ト全ク意見ヲニシテ居ル訳デアリマシテ、之ヲ力ヲ緩メルト云フ風ナ気持ハ無イノデアリマス。」

只、此ノ数字ガ減ツテ居リマスノハ事実デアリマシテ、ソレハ国庫補助ガ減リマシタノニ伴ツテ減ツテ居ルノデアリマス。

國ノ方針トシマシテモ、戦争終了後ノ事情ニ基イテ一応数字ヲ減ラシマシタガ、別途ニ開墾事業トシテ、自作農関係ノ事業ト関聯シテ相当大キナ事業、改修ヲ致シテ居ルノデアリマス。

尚ホ又、今回ノ農地制度ノ改革ニ基キマシテ、必要ナル予算ガ組マレルノデアラウカト思フ」³⁾

と、田上部長も「自作農創設並ニ維持」ガ極めて重要であると強調している。「交換分合」についても、「別途ニ開墾事業トシテ、自作農関係ト関聯シテ相当大キナ事業」として考えている旨発言しているが、これも戦事中からの農地関連立法にそった発言であった。

そして、「農地制度ノ改革」に必要な予算が組まれるであろう、と予測した発言に止まっている。まだ、この段階では第一次農地改革（案）は、極めて不安定なものであった。

また、荒賀勝平議員（民政）も

「敗戦ニ伴ヒ國土ガ減少シテ居リマスガ、此ノ減少シタ國土ノ上ニ於テ、我々ハ生活ヲ営マネバナラズ、國土ノ集約的ナ經營ガ必要デアリマス。私ハ其ノヤウニ考ヘマス。」

其ノ為ニハ、農地制度ノ改革ガ今行ハレントシテ居リマス（「衆議院デヤ

3) 「府議会議事録」前掲196ページ。

ツテミロ」トノ声アリ)。

ソレカラ、開拓事業等モ国策トシテ進行中デアリマシテ、勿論府ニ於キマシテモ、国策ノ線ニ沿フテオ進ミニナルト云フ事ハ今日マデ度々承ツテ居リマス⁴⁾

と発言した。「農地制度ノ改革ガ今行ハレントシテ居リマス」と発言した途端、「衆議院デヤツテミロ」という野次は、「やれるならやってみろ」という当時の雰囲気がうかがわれる。

2) 帰農対策と食糧増産・土地改良事業をめぐって

木村惇知事は第一次農地改革(案)が国会で論議されている時期、昭和20年12月13日の通常府会の冒頭において、緊急を要した食糧・失業問題を打開するために、「集団帰農1,000戸の受入れと、その対象地として長田野・長池の軍用地の開墾」を計画していることを明らかにした。また、第3次食糧増産・土地改良事業に関連して、暗渠排水600町歩、客土1,000町歩、不用排水10,695町歩、耕地整理20町歩、開田40町歩、農道26,000間の施行によって、米23,200余石、麦12,500余石の増産をはかる計画にふれて、

「本日茲ニ、本年通常府会ノ会期中ニ於キマシテ、現下ノ最モ重要且ツ緊急ヲ要スル食糧問題、失業問題ヲ打開スル為ニ必要ナル事業デアリマス帰農対策施設費、第4次食糧増産土地改良事業費並ニ過般ノ図ラザル水害ニ伴フ災害土木復旧事業費ニ関スル本年度追加予算並ニ昨年度予算ヲ追加提出スルコトヲ得マシタコトハ、私ハ洵ニ欣幸トスルトコロデアリマス。

終戦後、特ニ甚ダシキ食糧事情ノ急迫ト戰災並ニ復員ニ伴フ失業対策ニ関シマシテハ、各位ノ均シク憂慮セラル所デアリマシテ、理事者ト致シマシテモ、之ガ解決ニ日夜苦心ヲ致シテ居ル次第アリマス。

平和日本再建ノ根本策ハ、一ニ懸ツテ此ノ点ニアルコトヲ思念致シマス私ト致シマシテハ、政府ノ方針ニ從ヒマシテ、過般來帰農対策ニ関スル諸般ノ調査ヲ進メツツアツタノデアリマスガ、茲ニ本年度追加予算トシテ帰農対策

4) 「府議会議事録」昭和20年12月8日 第5号 221~222ページ。

施設費105万125円ヲ提出スルコトニ致シタノデアリマス。

之ガ内容ト致シマストコロハ、戦災並ニ復員者ヲ対象ト致シマシテ、大体1,000戸ヲ、本年度内ニ府下ノ各要所ニ集団帰農セシメ、当面ノ重要ナル食糧増産ニ敢斗セシムルト共ニ、一面失業救済ノ実ヲ挙ゲタイト存ズルノデアリマス。

就農ニ就キマシテハ、長田野、長池等ノ旧軍用地ノ如キ大開墾地ニ対シマシテハ集団帰農ヲ立前トシ、府下町村ニ散在スル小開墾地ニ対シマシテハ小団帰農ヲ実施シ、将来健実ナル自作農家タラシメタイノデアリマス。

勿論、之ガ実施ニ当リマシテ最モ考慮スペキ問題ハ、家屋ヤ農機具、肥料及ビ種苗ノ配布等デアリマシテ、各位モ御承知ノ通リ相当困難ナル問題ガ伴ヒマスノデ、府ト致シマシテモ之ガ斡旋、援助ニ付キ極力準備ヲ進メテ居ルノデアリマスガ、殊ニ就農ニ関スル諸般ノ斡旋相談等ノ細部ノ問題ニ付キマシテハ、地方事務所、市町村並ニ農業会等凡ユル関係機関ヲ求メ十分ナル基本的諸調査ヲモ行ヒマシテ、之ガ実施ニ万全ノ措置ヲ講ジタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。

食糧増産・土地改良事業ニ付キマシテハ、政府ハ昨年ニ引続キ本年更ニ第4次ノ大規模ナル土地改良事業ヲ急速ニ実施シ、食糧自給ノ飛躍的増産ヲ期スルコトニナリ、本府ニ対シテモ其ノ内示ガ参リマシタノデ、前回ノ第3次食糧増産土地改良事業ニ準ジマシテ、暗渠排水600町歩、客土1,000町歩、不~~用~~用排水1万695町歩、耕地整理26町歩、開田40町歩、農道2万6,000間ノ工事ヲ実施シ、之ニヨリマシテ大体米2万3,200余石、麦1万2,500余石ノ増産ヲ目標トシテ進ミタイト考ヘテ居ルノデアリマス。即チ、之ニ要スル事業費総額ハ757万098円ト相成リマスガ、其ノ中国庫補助金ハ481万6,294円デアリマス。何分目下ノ重要事業デアリマスノデ、府費カラモ特ニ48万8,384円ヲ支出致スコトトシ、関係地之ニ於テ負担スル227万2,420円ヲ除キマシタル530万4,678円ヲ、今明年2カ年ノ継続事業ト致シ之ガ追加予算ヲ提出致シタノデアリマス。

本年度事業費総額ハ378万8,549円デアリマシテ、之ニ對スル国庫補助金ハ240万8,147円ニ府費24万4,192円ヲ加ヘマシテ、265万2,399円ヲ本年度予算

農地改革をめぐる審議過程

トシテ計上致シタノデアリマス。事業実施ハ、前回通り農業会、市町村並ニ其ノ他ノ関係団体ニヨリ施行センメル方針デアリマスガ、之ニヨリマシテ事業ノ実施側ニ於キマシテハ、暗渠排水ニ7割5分、客土ニ6割5分、小用排水ニ7割、耕地整理ニ6割、開田及ビ農道ニ各5割ノ補助ヲ受ケル事ニ相成ルノデアリマス」⁵⁾

と、食糧危機突破のための重点施策を明らかにした。

これに対して、小川半次議員（民政）は、

「政府ノ御方針デハ、1反歩ニ付キ開墾費用ハ200円ト見積ツテ、其ノ6割補助ノ御計画ノヤウデアリマス。シテ見レバ、其ノ6割ト致シマシテ1反歩開墾ニ付キ120円ト云フモノヲ貰ヘルノデアリマスガ、併シ今日ノヤウナ労働賃金ノ昂騰シテ居ル際ニ於キマシテ、到底1反歩ノ開墾費用ガ120円、或ハ200円ト云フヤウナ僅少ナ金額デハ開墾出来ナイノデアリマス。今日1反歩ヲ開墾シマスルニ、前回甘藷栽培ノ際ニ行ハレタ如ク、比較的開墾シ易イ所ノ甲地ヲ見積ツテ見マシテモ、少クトモ700円乃至800円ノ費用ガカカルノデアリマス。

而モ、開墾スル人達ハ其ノ開墾シタ所ノ土地ガ自分ノ財産ニナラナイト云フ事ヲ私ハ聞イテ居リマスガ、之ガ開墾者ノ財産ニ帰スルモノデアルト致シマスレバ、只今ノ如キ1反歩平均ノ6割補助ヲ頂イテ開墾シテモ或ハ満足スルト思ヒマスガ、府当局ニ於キマシテハ、何デモ政府ノ補助等ノアルモノデアレバスクオ引受ケニナルヤウデアリマスガ、少クトモ此ノ問題ニ付キマシテハ、府当局カラ相当ノ助成金ヲ出スカ、或ハ開墾シタ所ノ土地ヲ開墾者ノ財産ニスルカ、此ノ方法ヲ樹テナケレバ、此ノ所期ノ目的ハ達セラレルモノデハナイト私ハ思フノデアリマス」⁶⁾

と、反論している。

小川議員は労賃騰貴のさなか、1反歩の開墾費用が200円では安すぎ、7～800円にするか、もしくは開墾した土地が開墾者の財産にするのでなければ、

5) 「府議会議事録」昭和20年12月13日 第8号 346～350ページ。

6) 「府議会議事録」同上351～352ページ。

目的を達することはできないと強調した。

また、山村治郎吉議員（明倫）も

「私モ帰農対策費ニ付テオ伺ヒ致シタイト思ヒマス。此ノ大集団帰農地トシテ、旧長池軍用地ト云フモノガ挙ゲラレテ居マシテ、私ハ長田野ハ知リマセンガ長池ハ知ツテ居マス。

之ハ、全然水ヲ保有スルコトノ出来ナイ要地デアリマシテ、所謂、小砂漠デアリマス。ソウ云フ不毛ノ地ナルガ故ニ軍用地ニサレタモノデアリマシテ、之ヲ開墾シテモ通常ノ方式ノ農業ハ成リタナインデアリマス。

特ニ、旱魃ニ強イ食物ヲ栽培シテ、ソシテソコニ1町歩宛或ハ2町歩宛1匹ノ羊トカ、或ハ若干ノ広イ面積ニ若干ノ山羊ヲ飼フトカ、兎ヲ飼フトカ云フ農業ハ成リタチマセウ。

而シ乍ラ、ソコヲ開墾シテ甘藷ヲ作り、麦ヲ作り、大根ヲ作ルト云フ此ノ意味ニ於ケル農業ハ、私ハ成リタナイト思フノデアリマス。之ガ若シ、其ノ附近ノ農家ガヤツテ、生活ノ基礎ハ他ノ水田ニ置テ、ソシテソコデ生活シテ余業ニ余力ガ若干ヲ開墾シテ、ソシテ旱魃デ何モ獲レナカツタ所デ生活ニ差支ヘナイ。ソウ云フ方式デ開墾スルカ、ソウデナケレバ特別ノ旱墾地トシテノ特殊ノ農業方式ヲヤルカシナケレバ、私ハココニハ農業ハ成リタナイト思フノデアリマス。

ココデ、若シ普通ノ農業ヲヤルナラ、ソコニ入植セラレル人々ハ若干ノ自分ノ貯蓄ヲ持ツテ居テモ2万、3万ノ金ヲ持ツテ居テモ開墾シテ居ル間ニ、スツカリ食テシマツテ、金ガナクナレバ、其ノ土地ヲ捨テテ出テ行カナケレバナラナイト云フ運命ニナル事ハ、必然デアルト思ヒマス。コウ云フ立案ヲサレタニ付テ、農業専門ノ技術者モオ出ニナルカラ、ドウ云フ方針デ農業ヲオヤリニナルカ、ソレヲ承リタイト思ヒマス」⁷⁾

と、つめよる発言があった。ここでは、集団帰農地として候補にあがった長池軍用地は、耕作地としては不適格であると断定している。

さらに、長村清之助議員（明倫）も

7) 「府議会議事録」前掲352～353ページ。

「長田野ノ如キハ御承知ノ如ク，昔カラ酸性土壤デアル関係上農作物ガ出来ナイ。之ヲオ開キニナルト云フオ考ヘラシイガ，現在胡麻郷ガアノ通り非難ノ的ニナツテ居ルノデス。御承知ノ如ク，未ダニ其ノ開墾ガ出来テ居ナイノデス。只宣伝ダケハ新聞紙上デ大キナ事ヲ書イテ，何百万貫ノ甘譜，何千石ノ米麦ヲ京都府民ノロヘ入レルトカ，ソノ結果ハ何年ニナルカ，恐クニ4，5年ニハナルガ，未ダニアノ状態デス。恐ラク，長田野ハヨリ以上ノ酸性デ，酸性土デアルガ為ニ客土が必要デ，客土ヲスルニ付テ，アレダケノ土ヲドコカラ持ツテ来ルカ。運搬ダケデモ 700, 800, 1,000 デハ行キソウナ道理ハナイ。コレヲ運搬ト云フ点カラ致シマスト，1反ノ土ヲ持ツテ来テ食物ガドレダケ穫レルカ，万ノ金ガカカルカト思フ。ソウ云フ所ヲ開墾シテユコウト云フオ考ヘデスガ，之ハ山村議員ノ云ワレタ通り，技術者ハ何デモカマハシ其ノ場逃レデヤル。ソシテ，他ニ転任シテシマフ。結局，残ルノハ何ガ残ルカト云フト，所謂府民ノ非難ノ声ノミガ残ルト云フ状況デアリマス。コウ云フ点ヲ十分ニ御研究ニナツテ居ルカドウカ。……」

費用ガ200円，300円デ出来ナイト云フ事ハヨク判ツテ居ルシ，何故出来ヌカト云フト，長田野ヲ開墾スルニシテモ客土ヲシナケレバナラナイシ，客土ヲスルト云フ事ニナレバ，問題ニナラナイト云フ点ガアルガ，コウシタ点ヲ一緒ニ重ネテ御答弁願ヒタイ」⁸⁾と，たたみかけている。

ここでもまた，長村議員は長田野は酸性土壤で土地改良のため大量の赤土を客土しなければならないが，一体その赤土をどこからもってくる計画なのか。また，開墾費用が200～300円では問題にならないと，指摘した。

この3名の議員の質問に答えるかたちで，田上経済第一部長は，

「此ノ開墾ヲ致シマスル予定ノ土地ハ軍用地等ガ重デアリマスガ，之等ヲ開墾致シマスニ付テ極メテ困難ナ土地デアリマシテ，之ハオ話ノ通リデアリマス。」

而シ乍ラ，刻下ノ食糧事情カラスル要請ニ基キマシテ，今回割当ヲ受ケ之

8) 「府議会議事録」前掲354ページ。

ダケノモノハ是ガ非デモ敢行シテ行カナケレバナラヌ立場ニアルノデス。從ヒマシテ、之ヲ実行致シマスルニ付キマシテハ、……十分注意致シマシテ、事前ニ調査スル出来ルダケノ事ヲ調査ヲ致ス考ヘデス。實際開墾ニ当ラレテ行キマス人達ノ為、或ハ家屋・農機具・肥料・種苗等又飲料水等ノ世話、或ハ先刻山村議員カラオ話シニナリマシタ有畜農業ト睨ミ合セテ、之ヲ世話シナケレバナラヌ土地モアルダラウト思フノデアリマシテ、之等ニ付キマシテハ府ト致シマシテハ、決シテ無責任ナ処置ヲ致サナイツモリデアリマス。

……助成金ハナル程助成金デナイカモ知レナイ。而シ乍ラ、之ハ国ノ色々ナ事情カラ助成金ヲ決メラレテ参ツテ居ルノデアリマシテ、……決メラレタ率ハ之ハ致シ方ガナイノデアリマス。……府ト致シマシテハ、……之ニ府費ヲ加ヘテ居ルノデアリマス。

例へバ、暗渠排水ニ……ツイテハ1割ヲ加ヘ、小用排水ニ付キマシテハ5分ノ府費ヲ之ニ加ヘテ居リマス。……

例へバ、暗渠排水ニ付テ國ハ反当55円ト云フ標準ヲ示シテ居ルガ府ト致シマシテハ、如何ニモ其ノ額ガ少ナ過ギルト思ハレマシテ、之ヲ80円程度マデ引上ゲマシテ「ヤリクリ」ヲ致シテユクヤウナ考ヘデアリマス。……

尚、開墾致シマシタ土地ヲ開墾者ノ所有ニシナケレバイカント云フオ話デアリマシタガ、之ハ同感デゴザイマシテ、今日ニ於キマシテハ國デ經營致シマス事業ニ付キマシテハ、之ヲ致シマスルニ付テハ、夫々實際開墾致シマスルニ付テ1時使用ヲ許スト云フ形デ開墾事業ヲ進メテ行キマスガ、適當ナ時期ニ之ヲ払下ゲルワケデアリマシテ、出来ルダケ從来其ノ土地ノ所有權ヲ持ツテ居タ者、或ハ現ニ開墾シタ者ニ払下ゲテユク方針デ進メテ参リタイト思フノデアリマスガ、此ノ払下ゲ価格ガドウナルカ國ノ方針ガマダ決ツテ居リマセン。

無償ニナルカ、有償ニナルカト云フ点モアリマスケレドモ、有償ニナリマスニ付テモ、甚ダシク高イ価格デハナイト想像シテ居マス。

尚、自作農創設ノ計画等ニ基イテ、色々開墾者ニ対シテハ資金ノ上ニ於テモ、又土地ノ所有ヲスル上ニ於テモ、色々便宜ヲ考ヘテ居ルワケデアリマシテ、43番議員ノ仰セラレテ居ルヤウナソウ云フ方向ニ向ツテ行ク事ハ、間違

ヒナカロウト思ヒマス」⁹⁾

と、答えた。

ここでは、食糧の供出割当は「是ガ非デモ敢行」せざるをえず、府としては府費を加算する等の「ヤリクリ」をしても、開墾と土地改良をおこなっていきたい。また、開墾したものについては、国営であっても漸次開墾者の所有に帰するようにしたい、とのべている。

なお、「自作農創設ノ計画等ニ基」く開墾についても、色々と便宜を考えると答えているが、府下における第一次農地収革（案）の審議過程における施策は、食糧増産のための開墾・土地改良に重点がおかれた。この段階の自作農創設は、総じて戦前からの延長線上の創設並びに維持策であったとはいえ、いままさに寄生地主的土地所有に断をくだす直前まで、地主的土地位所有にメスを入れる未墾地の開墾事業が、戦後の食糧危機を背景に、急ピッチで進められた。

しかし、この答弁に納得せずに再質問に立った長村議員は、

「長田野ナンカ選ブヨリ、各村落ニ相当ノ此ノ間質問ノ出タ10m, 20m位ノ小山或ハ丘ト云フヤウナ所ヲ土地所有者ノ農民ニ補助金ヲヤリ、開墾サセレバ相当ナ增産ガ出来ル。サウ云フ所ヲ選ンデヤルコトガ最モ増産出来ルンジヤナイカト考ヘルノデス」¹⁰⁾

と、里山開発の方が、長田野の開墾よりはより有効であろう、と再提案している。後年、展開することになる“京都の里山開発(嵯峨民主府政)”を示唆している点、京都の実態に即した卓見とみるべきであろう。

また、木下善一郎議員（政友）は、

「集団帰農者ハ、大体此ノ開墾地ノ之ヲ主トシテ今後經營シテユクト云フ風ニ聞エルノデスガ、開墾地ト云フモノハ、申スマデモナク労力ガ沢山要ツテ、ソシヲ仲々収益ガ望メナイモノデアリ、其ノ点既墾ニ比シテ非常ナ差ガアル。ソウスルト、帰農者ト云フモノハ恐ラク農業ニ未経験ノ人ガ多イダラウト思ヒマスガ、素人農家デ困難ナ農業ヲヤリ、熟練シテ居ル昔ノ農家ハ其

9) 「府議会議事録」前掲354～356ページ。

10) 「府議会議事録」前掲356～357ページ。

ノ所ニ余リ関与シナイ。

コウ云フ結果ニナルト，其ノ点カナリノ矛盾ガ考ヘラレルノデス。

出来得ル事ナラ，ソウ云ツタ困難ナ仕事ハ其ノ土地ニ定住シテ居ル所ノ熟練農家ヲ相当動員スル必要ガアリマシテ，又帰農者ハ耕シ易イ所ノ今マデノ既墾地ヲ幾分耕スト云フ風ニスルノガ，農家ヲシテ其ノ地ニ定住セシメル所以デハナイカト考ヘマス。

現在ノ農地調整法ノ趣旨カラ申シマスト，土地ノ売買譲渡ト云フ事が相当窮屈ニナツテ居マスカラ，ソウ云ツタ事ハ出来ニクイト斯様ニ考ヘルノデス。ソウ云フ点ニ付キマシテハ，此ノ問題ガ国家的ニ大キナ問題デアルカラ，農地調整法等ニ十分検討ヲ加ヘル必要ガアルト存ジマス」¹¹⁾

と，從來の開墾事業の不備を補正する意味で，今後は開墾が困難なところは熟練農家を，帰農者には耕しやすい既墾地を対象とするような配慮が必要であると述べている。さらに，当時の農地調整法では「土地の売買譲渡」が相当窮屈であるので，農地調整法に十分の検討を加える必要がある，と強調するような状況になった。

ここにみられる論議は，あくまでも戦前からの農地調整法のもとにおける自作農創設と開墾事業についての論議であり，まだ本格的な「農地改革」に立入った議論はこの時点ではおこなわれてはいない。しかし，從来の延長線上であっても，“敗戦”という現実をふまえて，府議会では相当突き込んだ議論が展開されている。漸くにしてこの段階では，国会における第一次農地改革（案）の成り行きを，かたずをのんで看取するという状況であった。

3 戦後の農地開発計画

——昭和21年9月府議会——

第二次農地改革要綱が昭和21年7月26日に閣議決定となり，9月7日には衆議院に上程・審議されていた時期の9月府議会で，木村知事は予算説明にふれ

11) 「府議会議事録」前掲357～358ページ。

農地改革をめぐる審議過程

て、

「農地開発事業費289万2,008円ハ、昭和20年11月閣議決定ニナリマシタ緊急開拓事業実施要項ニ依リマシテ、集団開墾事業トシテ國ノ委託ヲ受ケ、府営ヲ以テ昭和20年度ヨリ実施中ノモノデアリマス。

施行地ハ、船井郡須知町ノ元海軍演習場ト天田郡下六人部村ノ元海軍演習場デアリマシテ、総面積668町歩ノ内開田11町歩、開畠364町歩ノ開墾ト1万2,822メートルノ地区内道路ヲ新設又ハ改修セントスルモノデアリマスガ、本年度事業トシテハ「トラクター」ヲ使用スル本格的ナ機械開墾ニ依リ、事業費289万2,208円ヲ以テ、開田11町歩、開畠152町歩、道路8,822メートルヲ実施スルモノデアリマス。而シテ、之ニ依リ甘藷73万メ、米236石、麦3,085石余ノ収穫ガ得ラレル見込ミデアリマス。

尚、本事業ノ実施ニ依リ、関係町村内カラノ移住者ヤ復員、戦災者等ヲ就業セシムルト共ニ、関係町村ノ寡少耕作農家ニ対シ、自作農創設又ハ經營面積ノ拡充等ノ途ヲ構ゼシムル预定デアリマス。

福知山豊富用水改良事業費96万円ハ、福知山市ト天田郡上豊富村ノ耕地ノ大半638町2反歩ヲ灌漑スル用水補給土造溜池ノ新設事業デアリマシテ、昭和15年度ヨリ5ヶ年継続事業トシテ、総工費47万円ヲ以テ工事ニ着手シ、労力、資材難ヲ克服シツツ銳意事業ノ達成ニ努メテ参ツタノデアリマスガ、昭和19年ニ決戦非常措置令ニ基キ、事業ノ縮少ヲ已ムナクセラレ、加フルニ戰局ノ深刻化ニ伴フ物価ノ暴騰ニ禍ヒサレ、既決予算額ヲ以テ遂ニ堤壠盛土ノ約3分ノ2ヲ未完成トシテ残スノ状態ニ立チ至ツタノデアリマス。

而シテ、此ノ種事業ハ全体計画、即チ当初計画ヲ遂行スルニ非ザレバ効果ハ極メテ薄ク、現状ニ於ケル貯水量ハ、僅カニ計画ノ約1割2分程度ノ貯溜ヲ可能ナラシムルニ止マル実情ニ在リマスノデ、食糧増産ガ絶対要請セラレル現下ノ情勢ニ鑑ミ、国庫補助ヲ得テ新タニ総工費288万円ヲ3ヶ年継続事業トシテ当初ノ計画ニ還元シ、以テ所期ノ目的達成ヲ図リタイト存ズル次第デアリマス。

巨椋池用水改良事業費16万円及桂川右岸第1期用水改良事業費41万6,000円、何レモ戰時中ニ3ヶ年継続事業トシテ起工シタモノデアリ、福知山豊富

用水事業ト同様ニ資材、労力難ト物価ノ暴騰ニ禍ヒサレ、既定予算ノミニテハ、尚相当ノ残工事ヲ生ズルノ已ムナキ事情ニアリマスノデ、更ニソレゾレ国庫補助交付ノ承認ヲ得テ、前者ハ2ヶ年、後者ハ3ヶ年継続事業ヲ設定シ、之ガ工事ノ完成ヲ図リ、以テ食糧増産ノ完璧ヲ期シタイト存ズル次第アリマス。

尚、福知山豊富用水事業及ビ右ニ事業ノ財源ト致シマシテハ、継続事業ノ性質及ビ現下ノ社会情勢並ニ地元水利組合ノ負担能力等ヲ考慮致シマシテ、国庫5割、府費3割、地元2割ノ負担割合ト致シタノデアリマス^[12]と、食糧増産確保のための農地開発計画が、農地改革に先行する施策であることを明らかにし、そのための予算措置を明らかにした。

4 第二次農地改革に着手

——昭和22年1月府議会——

昭和21年10月21日、農地調整法の一部改正と自作農創設特別措置法の公布ということで“第二次農地改革”が実施されることになった。昭和21年12月末に全国一斉に市・町・村農地委員の選挙が、翌22年2月末には都道府県農地委員の選挙がおこなわれた。

京都府議会では、昭和22年1月の府議会において、はじめて田中広太郎議員（民政）が第二次農地改革にふれている。

「農地制度の改正法案が通過致しまして、農地委員の選挙も行はれ、その実施につきましてその対策が終了したわけでございます。本府の農地を見ますときに、本府は地主と申しますものは、1町乃至5町くらゐのものが占めてをります小地主でございます。

新潟県、富山県、秋田県あたりとは全然異ってをります。然るに、その地主も相当世帯主を戦争に出し、戦死或は戦没され、また行方不明の方もある。さういう者は、已むなく自分が耕作しようとしても耕作出来ず、他に委

12) 「府議会議事録」昭和12年9月26日 第1号 44~45ページ。

ねてある状態であります。

つきましては、さういう事情にあります者は、いやしくも耕作者は小作権を主張致しますので、その農地の買上げについてはよほど強制的になると考へます。

然のみならず今回の価格は、僅かに70円でございまして、畠豆の2升か3升であります。つきましては、さういふ地主は自分の生活の安定を得んがために、それを自分に取返して無理にでも耕作しますると、実際におきましては増産に相成ります。

或は農地部長におきましては、農地制度の改正法案の通過によりまして、あくまでも自作農創設、或は自作者に有利のやうに進められるかどうか知りませんが、しかしこの制度の実施は実際におきまして、地主を不安に導くものでございます。

新聞には、地主は耕作させず、或は家主は借家人を搾取するといふやうなことを言ふてをりますが、実際においては反対でございまして、所謂地主は小作者に搾取されてゐるという状態であります。

それで、今なほ農村に残つてゐる良風美俗をますます強化するために、地主の実情を察して、立地条件を小作者に譲渡するといふことについて、十分に考慮して戴きたいと思ふのであります。

あまり、その改正にのみ囚はれずして、十分その切替を巧くやって戴きたいと思ふのであります。この点に関して、農地部長の御意見を伺ひたい」¹³⁾と。

この発言は、今次農地改革を徹底して断行するという意見ではなくて、むしろ、「地主擁護」の発言であったことは、否めない事実であった。

とくに、京都府下の地主は、新潟・富山・秋田県下の地主の性格とはちがつて小地主であり、戦争に協力し、戦死し、やむをえず耕作できずに小作に委ねたものであることを強調している。そして、農地の強制的買上げを心配し、買上げ価格も「畠豆2升か3升代」程度であり、「地主を不安に導くもの」であ

13) 「府議会議事録」昭和22年1月16日 第4号 222ページ。

る。「地主は小作者に擁取されている」と云い、かつて地主制のもとでみられた農村の「良風美俗」を「ますます強化するために、地主の実情を察して……十分に考慮していただきたい」と述べるとともに「改正のみに因はれず」に、「十分その切替を巧くやっていただきたい」と強調している。

これに対して、西尾森太郎農地部長は

「今回の農地改革によりまして、地主の受けます被害の非常に大きいことは、十分に分るのであります。

ことに、地主の買上げられます農地の価格は、従来は米価との比較は1対10であったのでありまするが、今回の農地の公定価格から致しますると、公定価格によって買上げられますものが、非常に地主に大きな傷手であることが分ります。

また、地主は全国平均1町歩といふ限定がありまして、それ以上買収されるといふことになりますと、今回の第二次大戦の結果、ヨーロッパで行なわれてをります農地改革よりもわが国の方が相当激しいのであります。

あれやこれやを考へますと、地主にまことにお気の毒な点は種々察せられるのであります。

我々と致しましては、地主に対します対策につきましては、十分な考慮をもって臨まなければならぬといふことを痛感致してをる次第であります。

今回の農地改革に関する法律の実施に当りましても、只今のお話にもありました通り、ただ単に冷酷無惨な法律として執行したくないと考へております。

勿論法の示しましたこと、動かすことの出来ないことはその通り守らなければなりませんが、もしこれに情状を酌量し、またその時の情勢に従って解釈し得る節がありますならば、勿論我々は地方の実情に適したやうな取計ひを致したいと考へてをる次第であります。

お説の通り、法規を曲げることは出来ませんが、実情に即するやうな措置は万全を期して図りたいと存じます。さやう御承知を願ひます」¹⁴⁾

14) 「府議会議事録」前掲222～224ページ。

農地改革をめぐる審議過程

と、方針の一端を披瀝している。

「農地改革」を断行するという府農地委員会の姿勢とはうってかわって、当時の府議会においては地主・自作農代表が圧倒的多数を占めていたことを反映して、西尾農地部長の発言は極めて慎重であった。地主層に同情的な発言をしながら、「冷酷無慘な法律として執行したくない」と発言している。

また、「法規を曲げることは出来ませんが、実情に即するような措置は万全を期したい」と云っているが、「断固たる処置をとる」とは云っていない。

木村知事もまた、昭和22年度の所信表明のなかで、「府政の具体的施策と致しましては、御承知の如く刻下の重大問題として食糧対策、貿易振興、農地改革、教育新制度の実施、引揚者の援護、その他の民生事業問題等山積しております」といって、昭和22年度の行政施策の第3位に農地改革をあげていた。府議会においては、あくまでも府民の飢餓状態を開拓するための食糧対策が、第1位であった。

5 第二次農地改革過程の論議

——昭和22年6月府議会——

昭和22年は3月から4月にかけて一斉地方選挙がおこなわれた。まず、知事・京都市長・各市町村長の投票が4月5日におこなわれたが、府知事には木村惇氏、京都市長には神戸正雄氏が当選した。また、衆議院選挙では(4月25日投票)、1・2区合せて社会党5名、自由党3名、民主党2名と社会党が50%を占める勢力分野となった。この傾向は府議会議員選挙にも連動し(4月30日投票)、社会党18名、自由党13名、民主党11名、国協党1名、無所属11名となり、社会党が第1党となった。しかし、まだ保守党が優勢のなかでの布陣であった。

1) 木村知事、農地改革について決意表明

第1回の農地買収(昭和22年3月31日)が終った直後の6月府議会では、木村知事は極めて簡単に

「最近の食糧事情の逼迫は、社会不安の最大のものであります。私は、ここに過般 110 %供出を完遂した本府農民諸君に深甚なる感謝の意を表すると共に、今後の主要食糧の確保には最善の努力を致すことを誓い、あらゆる方策を講じてこれが移入の促進と府内における需給調整を図る覚悟であります。

また、青果物・魚類等、副食物も同様その集荷対策とこれが配給の合理化に今回の追加予算にも所要の経費を計上した次第でございます。次に、食糧問題と並んで重要な燃料対策につきましては、大消費府県としての本府は今から油断なくこれが準備を進める要がありますので、府外よりの移入及び府内における増産に要する経費を追加計上致したのであります。

目下、実施されておりまする農地制度の強力且つ完全なる遂行と併せて、生産手段、耕作体系等に関する技術的討を検加えて経営の合理化を期することとし、とくに農村工業振興方策を樹立実施すると共に、畜産の奨励を図りたいと思うのであります。なお、林業関係におきましては、林道開設助成、荒廃地復旧事業を初め各般に亘り、生産増強に必要な経費を追加計上し、本府山林地方の振興と国土保全に努めたいのであります。」¹⁵⁾

とふれているが、このときははじめて、簡潔に「農地制度の強力且つ完全なる遂行」と決意のほどを被歴している。それと同時に、食糧飢餓のなかで 110 % の米の供出を完遂した農民に対して、「深甚なる感謝の意を表する」と謝意をのべている。

2) 耕地の交換分合・耕地整理と共同経営の提案をめぐって

6月府議会で質問にたった小林良雄議員（民主）は、今次農地改革の大事業を完成させるためには、耕地の交換分合による集団化と耕地整理・農道の整備のうえに、農家の共同経営を志向する以外に方法はないとして、

「第一の問題は、農家の地位の安定と生産の増強を恒久化するために、交換分合による耕地の集団化を図らるる御意図はないかという点についてお伺

15) 「府議会議事録」昭和22年6月24日 第1号 108~109ページ。

い致したいと存じます。

凡そ農村に対する対策は、総て農村における自治の強化と農村の平和を根基として、その上に打ち立てられたるものでなければならないと存じます。

然るに、目下農村において実施致しております農地改革の現状を見ますに、何れの町村においても機械的に所有権の置き換えを焦るの余り、徒らに地主対小作の感情の対立を激化し、これが原因となって他の問題にまで波及し、延いては農村の平和を乱し、自治の根基さえも危殆に瀕せしめようとしております。

そこで、地主・小作間の階級的な問題にこれを限定せず、広く耕作者全体の問題に拡大することにより、全農民が大局的見地に立ち、農村の平和と農村の自治の強化を根基とし、農村の将来を思うの一念に凝って和氣囂々の中に農地改革の大事業を完成せしむるために、どうしても耕地の交換分合を探り入れねばならないと信ずるものであります。

また、将来の農業恐慌に備え、かつ将来先進各國の農業経営と肩を並べて進むためには、旧態依然たる我が国の農業をこのままに放置することなく、速かに科学的に技術的に改善せなければないと存じます。

この点からもまた耕地の交換分合を強力に推進せなければないと存じます。

申すまでもなく、農地調整法の第一条には「耕作者の地位の安定で農業生産力の維持増進を図る為、農地関係の調整をなすを以て目的とする」と定められておるのでありますが、農家が土地の所有権を得て自作農になりましたも、耕地が散在して、経営上の無駄を年々歳々繰返しておるのでは、生産の増強はこれを期待することは出来ません。

即ち、調整法が耕作者に土地の所有権を譲渡して自作農たらしめ、さらに一步を進めて耕地の交換分合を併せ行い、農地関係の総てを調整して農家の経営合理化を計り、以て生産力の維持増進の根基を培わんとしたる所以も亦さらに存すると信ずるものであります。

かかる見地から、耕地の交換分合実施に関する御当局の所信をお伺い致したいと存じます。最近、新聞紙上の伝うるところによりますれば、政府にお

いては耕地の交換分合の必要を認め、第三次農地調整法の改正法律案を今期議会に提出の予定であるとのことです。極めて機宜の措置であると存じます。

しかしながら、山耕地の交換分合はデパートにおける手持品の交換会のような生やさしいものではありません。耕地交換分合の裏付として、各耕地の具備すべきいろいろな条件を出来得る限り事前において均等ならしむることが最も必要です。

即ち、耕地整理を行い、農道を整備するは勿論、水を治めて水害からこれを守り、また水を最高度に利用して旱害からこれを救うが如き、その一例であります。

然るに、莫大なる経費と資材を要しますこれらの条件を短時日の間に具備せしめることは、現下の情勢に鑑み全く不可能に等しいと云わなければなりません。これらの裏付けなくして、法律によって強制しようというのでありますから、今の中から余程しっかりした構えと準備をもってかからねばならないと存じますが、これに関し当局は如何なる準備を有せられるかを伺いたいのであります。

私は、交換分合を実施する要件として、前に述べましたような裏付けが必要であると同時に、さらに、大きな要素は農家をして、真に交換分合の必要なる所以を自覚せしむることが肝要であると存じます。

それがためには、一定地域毎に共同作業を行い、さらに進んで共同経営をなさしめ、これによって分散したる耕地の上に個々の孤立した経営をなすことが宜しいか、集団したる耕地の上に多くの者が共同して経営することが宜しいか、これを身をもって体験せしむる。このことによりまして、農村における共同輯睦の美点を、一方昂揚せしめることが必要でないかと考えるのであります。これらの点に関する御当局の御所見を伺いたいと思うのであります」¹⁶⁾と、質問している。

16) 「府議会議事録」昭和22年6月26日 第2号 147~149ページ。

農地改革をめぐる審議過程

小林議員は、ここで農地改革の現状にふれて、「何れの町村においても、機械的に所有権の置きかえをあせるあまり、地主小作の感情の対立を激化し、…農村の平和を乱し、自治の根基さえも危殆に瀕せしめようとしている」と論評しているが、その考え方のなかに、かつての小作争議を論評するときの地主的論理をよみとることができる。まだ、この段階においても、「農地改革」が「農村改革」につながる改革であることが認識されてはいない。そのことが、「農業生産力」視点にたった「所有権の譲渡のうえでの交換分合の促進」と、「一定地域毎に共同作業から共同経営への展開」を提案させている。

これに対して、西尾農地部長は、

「耕地の集団化を図りますために、これが交換分合を行う必要のあることは、御意見（32番議員）と同じう致しておるのでありますて、只今著手致しております買収計画を立てます際におきましても、このことを取入れて考慮するようにと奨励を致しております。しかしながら、お説のごとく農村の永遠の平和とその発展を図りますために、共同経営或は多角的経営を一層推進するために、耕地の交換分合を致すことも勿論必要でありますが、そのためには只今の奨励の程度ではその実現を期しえないと考えておる次第であります」

と、提案以前の状態にあることを率直にみとめている。そして、

「目下聞きますところによりますと、耕地の交換分合を行いますために、市町村の農地委員会に耕作権の指定をする権限を与えるという制度を目下考慮致しておるやに聞いておるのであります。また政府と致しましても、この交換分合に関する指示は只今までのところ發しておりませんが、恐らくその考えております点は、目下やっております第2次農地改革を早急に片附けまして、大体の目鼻がついたところで、根本的な耕地の交換分合をやらせる意図にあるものと承知致しておるものでありますて、目下それ等のことにつきまして、総司令部との間に交渉中であると聞いております」と、暗に土地改良法にもとづく交換分合の検討が進んでいることを、ほのめかす程度であった。

「これ等のことが指示されました場合に勿論必要でありますので、我々と

致しましても十分その意を体し、そして、これが実現に努力を致したい考え方であるのであります。

その他、農民の農地改革に対する円滑なる推進を期したい、とかのように考えておる次第であります。さよう御了承をお願い致します（拍手）】¹⁷⁾

西尾農地部長は「第二次農地改革が一応目鼻がついたときに、交接分合のために市町村農地委員会に耕作権の指定をする権限をあたえる予定」といっている。第2回の農地買収を予定したこの段階では、農地改革の断行のことで精一杯であった。

しかし、府議会においては、小林良雄議員の質問もそうであったが、次の岡本隆一議員（社会）の提案も、いち早く農地改革後の農業經營のあり方論議に先走りしている。ここに、府農地委員会と府議会との対応姿勢のちがいを、よみとることができよう。

3) アメリカ的資本主義的經營と集団的經營の提案

岡本議員は、改革後の日本農業をめぐる「二つの道」の斗いに関連して、農民に文化的生活をさせるためには労働力に余裕を与えることが必要であり、そのためにはアメリカ的な資本主義的大農經營を志向すること、農協を中心とした集団的經營が必要だと提案して、

「私は農村の民主化には、まず農業の機械化をやらなければならないと思っております。日本の農業の特色というものは、農業の生産方法が欧米諸国に比して後進性にありと云われています。即ち、アメリカの機械化された資本主義經營によるところの農業によりましては、農民1日1時間の労働力によるところの収穫量は小麦が5、6斗の量を持って生産されるということであります。ところが、日本の手でもってやるところの原始的な状態に近い、徳川の封建時代そのままを踏襲してやっておるところのあの農業の生産方法によりましては、農夫1日の収穫量は小麦1斗に相当しておるというようなことも聞いております。……」

17) 「府議会議事録」前掲152ページ。

こういうような現実を見まして、どうして、農民の民主化というものが可能でありますか。農民に文化的な生活をさせるというのは、相当労働力に余裕を与へなければならぬ。農村の民主化は、まず農業の機械化というものから始められなければならない。こういうように、私は思うのであります。原始的な生産方法を止めて、農業協同組合による耕地の分合を行って、多数の農民が集団的にやる。一軒の農家が耕しておるというふうな方法ではいけません。

アメリカ的な資本主義的大農経営、或は多数の農民が寄つてもって一つに団結して、集団的な生産をやっていくところの農業協同組合の方法、この二つのいづれかによらなければ、日本の農業の民主化は不可能である、困難である、こういうように私は思うのでござります」¹⁸⁾
とのべている。

これに対して、木村知事は、

「日本の農業組織をアメリカ式に持つてゆく方がいい、そうすべきだというよりも取られるのであります、これは国情が違いますので、向うは大農制度を実施しますが、日本においてはこういう制度を今まで実施しなかったので、国情の関係上、集約農業を主として参ったのでありますので、また、土地もありません。そういう際に、大農制度そのまま採り入れるということは、事実不可能な問題と私は思います。……無論機械化する余地はまだまだあります。……電気温度であるとか或は米、麦の調整に電力を使用するというようなこともあります。まず、手始めにこれ等のことを実施し、普及せしめることが一番良いのではないかというふうに考えております。只今、急に大農経営に移すという考えは、私は持つておりません」¹⁹⁾
と答えたが、アメリカ式大農経営は国情にあわないとふれただけで、集団的経営問題には一言もふれてはいない。まだ、その条件は成熟はしていなかった。

18) 「府議会議事録」前掲154～159ページ。

19) 「府議会議事録」前掲159～161ページ。

4) 農地部委員会の希望条件

そして、この6月府議会では、農地部委員会の希望条件として、

- 「1. 本予算全般を通覧するに、人件費のみ多く予算面に重圧を加えつつあるは、全員の認むる所なり。速かに、庁内人事の刷新と部課の廃合整備を断行し、予算の合理化と能率の増進を計られたい。
2. 農地調整施設費の大幅増額を断行し、速かに本事業達成を計られたい。
3. 現下、農村事情の下に於ける府修練農場の重要性に鑑み、職員陣容の充実強化等を始めめ、施設一般の拡充を計ると共に、各部毎に農村青年修練道場を設置されたい。
4. 開拓者に住宅を与えることは、開拓者に希望と熱意を持たしむる最重要条件なり。依って、速かに之が実現を期せらるると同時に、営農指導者を現地に定住せしめられたい。
5. 開拓事業、農民修練事業其の他建設的事業の責任指導者に対しては、職員住宅を与えて必ず現地に定住せしめ、指導の徹底化を期せられたい。
6. 開拓事業推進上、食糧増産の第一要件たる肥料増産並びに研究費の増額を図り、之が実現を期せられたい。
7. 府営豊富用水、八幡郷排水は一日も早く之が完成に努力されたい。
8. 飛行場跡耕地の復元は、農地労働土木其の他各部協力の上、熟田化の達成に努力せられたい。
9. 農業電力費補助を大幅増額すると同時に、之が料金引下げの全国的一大運動を展開されたい。
10. 農道整備拡充予算を大幅増額せられたい。
11. 土地改良は原則として、耕作農民に負担せしむべき性質のものに非ずと思料す。依って、之が公費負担となるべき慣行の実現に力されたい」²⁰⁾と決議した。

第2回の農地買収当日（昭和22年7月2日）採択した農地部委員会の希望条件は、①農地改革の大事業を達成するための予算の大幅増額。②開拓事業に対

20) 「府議会議事録」昭和22年7月2日 311~314ページ。

する各種の援助。③用排水の完成。④京都飛行場跡地の熟田化（旧佐山村）。⑤農業用電力料金の引き下げ。⑥土地改良の公費負担。⑦農道整備費の大隔増額という緊急を要する要求であった。

この採択説明にたった森英吉議員（社会）は、とくに土地改良の公費負担にふれた際、つぎのように発言している。

「今の農地は地主から小作人が買受けるのではなしに、農地の実権は国家のものでありますて、農民は買受けると云ひましても、これは補償金を出して国家から借りて國家の命令下に經營しておる性質のものでございますので、こういう国家の土地でございますから、今度の農地の権限及び農民の見解をはっきり私達農民が分析してみますときに、これは農民の負担に帰すべきものでなしに、これは国の農地でありますだけ 국가が負担されるのが正当だと存じます」²¹⁾

といっている。これは、今次農地改革において“強制買収方式”が採用された際、大蔵省は「土地国有」をもたらすことがないように要求したが、そのとき閣議では「政府において買収農地を所有するが如きことなき様留意すること」と決定された。しかし、実際には「瞬間売買」を原則としつつも、なお「国有農地」として政府が管理せざるをえなくなり、そのための規程も別途公布された。森議員の発言は、明らかにこのことの理解が充分でないところからでた發言とみるべきであろう。

6 農地改革後の農業振興をめぐって

——昭和23年3月府議会——

農地の買収は、第2回（2,187町歩）、第3回（6,022町歩）、第4回（1,914町歩）を山場として、第6回（昭和23年3月2日）までに計画の77.9%を達成し、売渡面積も昭和22年12月迄に10,169町歩を解放した。

昭和23年の3月府議会においても、農地改革後の農村振興についての論議が

21) 「府議会議事録」前掲314ページ。

あいつぎ、長谷川正直議員（民主）の発言も、その当時の論潮を反映して、

「農村の振興はいろいろの角度、いろいろの点から観察することが出来る
と思いますが、私は五つの項目に要約を致しまして農村対策を考えておる
ものの一人でありますて、第一は米・繭価の引上げであります。第二は、農
地制度の改革であります。第三は、農地の開発であります。第四は、農村の
機械化と有畜農業であります。第五には、農村の保健衛生と文化であります。
す。

農村問題は恐らく第一に、農地の問題を取上げて検討しなければならない
と存ずるのであります。……

本府の耕地全面積は大体5万3,000町歩……その中、耕地整理事業が出来
て道路・水路或はその他の完備した農地が開発の基礎をなしておるものは、
僅かに1割の5,200町歩でありますて、かように、本府の農村の農地という
ものは開発させられておられないであります。

……例えば、農道・水路或は客底じめ、客土といいうようなものが部分的に
は行われておりますが、私はどうしても農村の根本対策を樹立する上におき
ましては、耕地整理事業を断行するのほかないと堅く信ずるのであります。

現在、水田として耕作をしておりまする本府の耕地は、3万8,000町歩ほ
どでありまするが、そのうち2毛作として裏作を作っておりますものは、
約1万5,000町歩ほどでありますて、そのほかは1毛作田として放置をとら
れておるのであります。

もし、本府の耕地に対して耕地整理事業を断行致しまするならば、約4割
の1万4,000町歩の耕地を1毛作田から2毛作田に改田することが出来ま
す。……これに、麦の栽培を致すならば、少くとも麦は12万石くらいの増産
をし得られるのであります。……

また、耕地整理事業の遂行によりまして、大なるものは一反歩におきま
して約5人の労力を節約し得るのであります。……

全国を見ましても、わが京都府ほど耕地整理事業の遅れ、しかも無関心の
状態にあるのは他の府県に比べようがないと存ずるのがありまして、私は農
村対策の根本である耕地整理事業、即ち農地の開発問題について知事が如何

農地改革をめぐる審議過程

なる御所見をお持ちになっておりますか、少くともこの事業を完遂するにおきましては、10年以上の日子を要するものと思います」²²⁾と。

長谷川議員は、農村振興のための五項目の提案。①米穀価格の値上げ。②農地制度の改革。③農地の開発。④農業の機械化と有畜農業。⑤農村の保健衛生をあげ、とくに、農地では耕地整理事業をおこなう必要があるとしている。府下耕地の4割に相当する14,000町歩を、2毛作が可能な状況にすることによって、麦12万石の収穫は可能だと提案した。

さらに、すでに当時においてさえ、「全国をみても、わが京都府ほど耕地整理の遅れ、しかも無関心の状態にあるのは、他の府県に比べようがない」と指摘している。

後年、木村知事退任後の知事選において、民統統一候補となった蜷川虎三氏の選挙公約の第一位に「農業生産力を向上させる土地改良」をあげているが、これは当時の農民の要求をゆさぶるに充分なものであった。

7. 第二次農地改革の山場

——昭和23年9月府議会——

1) 有畜農業経営の提唱

第7回の農地買収（昭和23年7月2日、府下1,416町歩買収）後の9月府議会においては、梅垣良之助議員（民主）が有畜農業をとり入れた総合的経営の提案をおこなっている。

「目下わが国の農業経営は、戦争以来命令的の主穀偏重経営に移行をいたしておりますが、食糧の絶対的不足とインフレ昂進によりまして比較的恵まれて来ておりますけれども、貿易が再開されまして、世界の大農業国農産物が陸続として輸入せらるるになりましたならば、この経営は一たまりもなく崩壊をいたしまして、往年の農村恐慌以上の恐慌を来すものと存ずるのあります。

22) 「府議会議事録」昭和23年3月12日 第3号 394~398ページ。

かかる危機を目前に控えましたわが国の農業經營は、いかに再編成すべきものであるか、一刻も早くその対策を講ずる必要があるものと存ずるのであります。

しかる上におきまして、私はこの不合理なる平面的主穀偏重の過少經營の農業を一刻も早く清算して、立体的・多角的に適するところの有畜農業を探り入れた総合的經營に転行することにおいて、これが打開を期し得るものと思うものであります。

諺に「家畜なくして農業なし」と云われておりますが、まことにその通りであります。家畜は肥料を自給し、労力を省き、食糧増産には欠くべからざるものであります。……

農村恐慌対策の上からも、はたまた国民生活改善の上からも、これを国策的産業といたしまして指導奨励し、進んでデンマークの如く畜産輸出国となり、国力の挽回を図るべきものと信ずるのであります。……

ゆえに、有畜農業奨励の声は各地に澎湃として起り、またわが京都府においても、産業5ヶ年計画の中に畜産振興対策を重視した如く、一応立案されておりることは諒といたします。……

220万余円の予算が計上されますが、お定りの旧費用の増額で、人件費、需用費、共進会費等でしかもあまりに過少で、何らの政策味も、何らの新鮮味もないことに不満を感じるものであります。……

滋賀県では378万3,000円の有畜農業設営費を、……石川県では142万円を有畜農業指導費、……福井県では当初予算に736万9,000円、追加予算に100万円、合計836万余円を計上しておる。……にもかかわらず、わが京都府では当初予算、追加予算合計僅かに580万円余しか計上されておらず、しかも有畜農業費として、これがそれであるということの認められる経費の計上がなされておらないのは、まことに遺憾であります²³⁾

と表明した。

この梅垣議員の提案において、戦後の「貿易再開にともなって、農産物が陸

23) 「府議会議事録」昭和23年9月5日 第2号 62~65ページ。

農地改革をめぐる審議過程

続として輸入せらるるならば、経営は一たまりもなく崩壊する、……往年の農村恐慌以上の状態になる」と警告している点は、けだし卓見であった。

そして、従来の主穀偏重の農業経営から有畜農業経営への提案をしているが、当時のデンマーク農業への志向もまた、アメリカ型農業への志向と同様に、一つの潮流であった。

しかし、その裏付け予算は福井県にも及ばぬ状態であった。

2) 「京都府産業5ヶ年計画」の批判

つづいて、大槻嘉男議員（無所属）は、府が計画した「京都府産業5ヶ年計画」についての批判を展開して、

「これらの計画を検討してみますと、目新しき政策は一つもないのです。りまして、米作反別の1割、3,600町歩、麦作反別の1割5分、2,850町歩をそれぞれ甘藷、馬鈴薯に転換することをもって、米石換算約20万石の増産に値するものとし、もって食糧の海外依存度を低め、工業資材の移入を増大するというが如きは、現在政府の採りつつある米麦の事前割当制の変更なき限り、実現不可能の問題として、将来、食糧事情好転の場合に採らるる政策変更を見越して、5ヶ年計画の初年度にかかる計画をなすことは、自らその無策を暴露しているほかならないであります。

しかも、反収甘藷600貫、馬鈴薯300貫という数字は、その最高の収穫を標準に置いたものであり、いたずらに増収の数量によりこの転換を上策なりということを裏付けせんとしたものであることは、本年度府の生産見込高が南桑田郡において甘藷最高347貫、馬鈴薯290貫であることから見れば、甚だ明瞭であります。

かかる計算からすれば、20万石増収するということは、ただ机上の空論にすぎないのであります。もし農村が假にこれに協力するとするならば、それは肥料の問題、労力の節約に疑惑される結果であって、実際においては、たとえばこれを昨年度の例にとって見るならば、京都府22年度反当収量平均米は2石3斗6升2合であり、甘藷は297貫であります。これが生産者価格は米1石1,806円、甘藷96円であって、これが計算をするならば反当収入は

1,350余円の減額となります。

しかも、反収甘藷600貫、馬鈴薯300貫の割合にて、これが供出を迫られるならば、全く泣き面に蜂であって、農村経済を破綻に追い込むものと見なければなりません。……我々はいかに耐乏生活に馴らされたとは云え、生来米食をもって常食としたのであります。

本年11月からは質はともあれ、2合7勺を確約されております。

ひとり京都府民のみが、甘藷・馬鈴薯の代用をもって満足することができるか。ひいては、生産に支障を來し闇を助長するにすぎないのであって、将来食料が好転するならば、これらの転換作物は生産過剰を來し、アルコールソース等の原料として、僅かに余命を繋ぐに止まるであります。

次に、未開墾地3,000町歩は、林業振興計画と睨み合せて、正しい数字であるかどうか。

……1日麦5合、糠一升、鶏、家鴨において1日1合を必要とするならば、家畜38%の増殖は飼料の移入に俟たなければ、これまた実現不可能と考えられます。

第二の農村振興対策について、……食糧増産に並行して、農業経営を合理化し、農地経済を安定する意味において、茶園、桑園を復興あるいは新植して輸移出振興対策とし、さらに多角的農業経営をもって、農事を電化・機械化し、農村工業を奨励して、農・畜・水・林産物の加工処理により、商業資本からの搾取を防止するという農業経営対策を立てているようですが、これら計画は農政の一般定説であります。

多角的経営をもって農家の経済を確立するには、その根本の金融と労力を考えなければなりません。私はこの農村の労力を節減し、農事の電力化、機械化を図る道は、農地の交換分合以外にないと思います。地主は農地改革によって大きな犠牲を払ったのであります。

この犠牲を考慮に入れ、その精神を汲み、自作農、小作農は農地委員会の斡旋によって、お互に地目、等位、面積等近似せる小作地を交換分合することにより、自己の耕作地をなるべく一所に集めて労力の節約を図り、大農式とまでは行かずとも、ここに機械力・電力を使用するとき、初めて余剰の労

力ができると考へます。

脱穀機、畝摺機等は電化できても、耕作について50年、100年前のそれと同様であり、何らの進歩を遂げていないのであります。このままでは、日本の農業は世界経済から脱落してしまうこと必定であります。府はかかる労力節減、機械化の方法をお考えになる御意志はないか。

また茶園・桑園300町歩の新植は、食糧増産のための開墾、林業計画と睨み合せてその余地があるか、確たる自信があるかどうか、お伺いしたいのであります。

以上を要約すれば、この5ヶ年計画書は各課の各様の増産計画を提出せしめ、これを羅列したにすぎないものであって、全く総合性を欠き、農村労力の問題を無視し、利用し得る土地を無限大に作成し、しかも農村振興を口にしながら農家の経済を念頭に置かずして作成せるデスク・プランと断定せざるを得ないのであります²⁴⁾と。

大槻議員をして、「デスクプラン」と断定させたとはいえ、この「京都府産業5ヶ年計画」は戦後初めての「産業計画（案）」であった。ただ指摘されているように、地域住民の意向を充分くみあげて作成されたものではなかった。そういう弱点はあったにしろ、この「5ヶ年計画」には、①食糧増産対策、②農村振興対策、③林業振興対策、④国土復興対策がもり込まれていたが、なかでも食糧危機を背景に食糧増産対策に重点がおかれていた。当時、府下の米の生産高は年間約80万石内外であり、需要に対して約100万石が不足するという不足分を、いかに自給率を高めるかによってカバーしようと試みた計画であった。

まだ、「民主府政」は言葉だけにすぎなかった。

大槻議員の批判の第一には、計画算定の基礎数字に向けられている。たとえば、「米麦の事前供出割当の変更なきかぎり、甘藷・馬鈴薯に転換することは実現不可能」と大局的に把握したうえで反収甘藷600メ、馬鈴薯300メも府下の実態に即さず、ましてや米の平均反収が2石3斗6升とすれば、米をつくるよ

24) 「府議会議事録」96~102ページ。

り1,350円の減収となるとしている。むしろ、「米2合7勺の配給」が先決ではないのか、とせまっている。

第二は、未墾地3,000町歩の開墾計画は、林業振興計画からみても無理ではないのか。

第三は、家畜増殖38%増計画も食糧難のとき、飼料の移入によらなければ実現不可能である、と批判している。

そして、農村振興対策についても、当時の「農政の一般定説」すなわち、「多角的農業経営のうえに、農事を電化・機械化し、農村工業を奨励して、商業資本からの搾取を防止するための農業経営対策を立てる」というシェーマにたって、農地改革によって「自ら耕す土地を手にした」自作・小作農は交換分合と電化・機械化によって、労働力の節減をはかるべきだとしている。

だが、ここでも大槻議員は、農地改革については、「地主は農地改革によつて大きな犠牲を払った」という立場をとっている。

3) 3,000町歩の未墾地買収の困難

今次農地改革では、既墾地の買収だけではなく、未墾地の買収も同時におこなわれた。府下においては、3,000町歩の未墾地買収が計画されたが、この割当を消化することは相当困難だとして、西尾農地部長は、

「未墾地を3,000町歩買収を割当てられたのであります。大体府下におきまして開拓可能地と見られますもの、即ち傾斜15度未満で1,200m以下、そうして開けば開き得るという開拓可能地は、大体1万3,000町歩あるのじゃないか。……それから、もし開墾すれば畑になり得るといふいわゆる開拓適地、それよりも少し程度の高い、とくに開拓適地とみられますものは大体7～8,000町歩と考えられている。……そういうところから、本府に未墾地3,000町歩の割当を受けたのであります。しかしながら、この3,000町歩の割当を達成しますのは、ただいまのところ非常に困難であります。

……なお開墾のことにつきまして、なるほど考え方によりましてはお説の通り、……しかしながらわが国の食糧事情は、遺憾ながらその絶対量が足りないのであります。従つて労力経費等あるいは採算制を度外視しても、やは

り開墾をいたしまして、国内の食糧をでき得る限り自給し、他の産業の復興の根柢としなければならないと考える次第であります」

とのべた。そして、しばしば問題となっている交換分合については、

「農地の交換分合のことにつきましては、これは早晚農林省で相当な計画を立てまして、指示する手はずに相成っておりますので、その点あらかじめお含みおきを願いたいと思います」²⁵⁾
とふれている。

4) 農地改革は年内で完了の見通し

昭和23年9月7日、西尾農地部長は府議会において、

「大体第2次の農地改革も終りまして、買収、売渡しともに、買収はもう殆ど全部を終り、売渡しは89%まで終りまして、大体終りに近づき、年内には第2次農地改革というものが終る見通しがついたのであります」と報告した。そして、今後の見通しについては、

「引き続き農地の交換分合、農地の管理という問題があるのであります
が、これは目下研究されておる次第であります」²⁶⁾
と、のべている。

この段階は第7回買収が終った時点で、買收回数としてはほぼ半ば（昭和25年7月までに延16回に及ぶ）に達した時であった。

5) 自作農創設・維持資金の償還問題

西尾農地部長をして、「年内には第2次農地改革も終る見通しがついた」と云わしめた状況のもとで、伊藤民蔵議員（自由）は戦前の自作農創設・維持資金の償還問題にふれて、

「自作農の資金を、農村不況時代に町村に貸付けましたのを、年々償還しつつあるのであります。ところが、不況時代の金と今日と違いますので、な

25) 「府議会議事録」前掲104~105ページ。

26) 「府議会議事録」昭和23年9月7日 第4号 281ページ。

るべく早く返したいという希望がありますが、府はしかし年々繰入金の予定もありますので、1時に償還はでき難いということを承っておるのであります、何とかこの際10年なり、15年なり年々の繰入れをまとめにして、そうして農村にそういうきわめて僅かであって、しかも広い範囲に拡っておるところの負債を整理さしてしまう。金の最も動きやすい時に整理さすということがよいのじゃないか。何とかそれについての府の予算を要求していただくようなお考でも出していただきたい。お考はいかがですか」²⁷⁾

と質問した。

戦後インフレと新円切換えは、戦前の農家負債を一挙に解消する方向にむかわしめた。ここにおいては、戦前からの1年据置き24年償還（小作料の年賦払い）という自作農割設資金の債務奴隸からの解放も、農地改革のもとで進行することになった。

これに対して、西尾農地部長は、

「自作農の創設維持資金を転貸いたしまして、現在約800件ほど残っております。細かく云いますと899件、それから金額にしますと292万円、これだけ残っております。

お説の通り、繰上償還の希望が相当ありますので、実は私の方で転貸いたしました。その団体の希望を取りまとめたいのであります、来年3月、つまり本年度末に一つお願いをしたいという希望もあります。まあ大体本年度末でもって打ち切りたい、繰上償還したいという希望でありますし、また我々も必要だと思いますので、是非この年度末に繰上償還になるように努力をいたしたい。

そのために、府費の負担はちょっと20万円ばかりと思います。それくらいでできると思います。何とかできるように努力いたします」²⁸⁾

と答えている。

かくして、戦前からもちこされた自作農創設・維持資金の償還は、第2次農

27) 「府議会議事録」前掲284ページ。

28) 「府議会議事録」前掲284～285ページ。

地改革における有償買収のさなか、繰上げ償還措置がとられた。

6) 農地委員会の希望条件

9月府議会において、農地委員会の希望条件として、以下の6項目が採択された。

1. 農地改革を完遂せしめる為、農地委員会並に連合会の活動促進に要する経費に対し、府費を以て相当額計上せられたい。
2. 旱害応急対策補助金は少くとも、申請額の3分の1以上純府費を以て予算に計上せられたい。
3. 農道の開設、耕地整理事業は農業経営上最も緊要なものであり、之が補助金を相当額府費で計上し、食糧増産に資せられたい。
4. 耕地事業はその性質上中断を許さないものであるから、財政関係の故を以て予算執行に支障なからしむる様、府に於て資金の借入等をなし事業施行に支障のない様措置せられたい。
5. 農協の発足に当り、早急に經理事務講習会等を開催して、職員の養成を図る為の予算を増額計上せられたい。
6. 農村経済を安定せしむるため、堅実なる農村工業の振興促進を図られるい」²⁹⁾

とくに、短期間に農地改革を実施した農地委員会経費は相当に枯渇し、のちにみると、改革を遂行するうえで、もっとも困難を感じしめた原因の一つでもあった。これが、要望の第一にあげられた。

そして、農地の買収・売渡後の「農業生産力の拡大」をはかるための農道・耕地整理事業についての希望条件があげられている。なかでも耕地整理事業については、ひきつづいて「補助金を相当額府費で計上」するように要求すると同時に、「中断を許されないものであるから……施行に支障のない」ようにされたいとしている。最後に、「農村工業の振興」をあげている。そういう段階であった。

29) 「府議会議事録」昭和23年9月8日 第5号 309~310ページ。

8 営農協同組合の提唱と「耕作権」のヤミ売買をめぐって ——昭和23年12月府議会——

1) 営農協同組合の提唱

昭和23年の12月府議会において、小林良雄議員（民主）は農地改革の成果を高く評価しつつも、すでに「耕作権のヤミ売買」がおこなわれていると警告を発しながら、今後の農業経営のあり方として、『営農協同組合の設立』を提唱した。

その内容は、共同作業、労力互助、農地代耕を主な内容としている。そして、「組合員の勤労提供によって応酬する」ことにし、経費は「友別割で徴収する」ことを提案している。

この時期、「共同化」問題が機会あるごとに、執拗に提起された時期でもあった。

「農村の民主化の基盤となっておりまする農地改革が実施されましてから、ここに3周年を迎えまして、先般各地においてこれから記念の行事が実施されましたことは、まことに意義深きものがあったと存じます。

この3ヶ年の間に農地委員各位の御努力と、地主・小作双方の理解と協力によりまして、全耕地の8割を自作地とすることができたのであります。ことに京都府におきましては107%の実績を収め得たとのことであります、まことに喜ばしいことであると存ずるのであります。

知事は以上の成績を眺められまして、これでもって農地改革の事が終ったとお考えになっておられます、まずこの点をお伺いいたしたいと存ずるのであります。

私は農地改革のことでこれでもって一応終ったといたしまして、このまま放置いたしておきましたならば、数年あるいは10数年の後には、農地改革実施以前の状態に再び戻るであろうと思うのであります。

なぜならば、地主・小作はいかにして生じたかということを考えますならば、はっきりそのことが窺えると思うのであります。即ち死亡したり、あ

るいは疾病等避けることのできない老少不定の原則に災されますすることは勿論、その他の原因による家族数の減少等によりまして、またあるいは公職に就任する等の原因によりまして、またそのほか経済上の事情に左右されるなどのいろいろの原因によりまして、自然発生的に生じましたのが今日までの地主小作の姿であったと思うのであります。従って形式的に所有権の置き換えを終っただけで放任しておきますならば、再びこれらの原因に支配されまして、元の姿に復帰いたしますことは必然であると存ずるのであります。

すでに、今日その兆しが認められるばかりでなく、甚しいのになりますと、一反歩当り1万円、2万円といったような高い値段で暗々の裡に耕作権の売買が行われておりますが（「摘發」と呼ぶ者あり）、このような取引の結果は、耕作者の自滅行為であるばかりではなく、農村の基盤を危殆に陥れるものであると存ずるのであります。かくては、3年間の努力と莫大なる経費を使いまして成し遂げましたところの農地改革の効果も、水の泡に均しいものとなってしまうのであります。

知事はこの点に関しまして、将来の動向をいかやうに考えられますか、お伺いをいたしたいのであります。

申すまでもなく、農地改革の終局の目的は増産にあるのでありますから、農地改革の成果を完璧ならしめますためには、ここに何らかの裏付けをなしまして、農民をして将来に対する安心感を高めさせ、魂を打ち込んで増産の方途を講ぜさせなければならないと思うのであります。さもなければ、折角取得いたしました農地をわが子のように可愛がり、土質を改良し、汗と脂を注ぎ込んで農地改革の終局の目的である増産の実を擧げんとする意欲が湧き起って来ないと思うのであります。いわんや、農地の利用価値を高めるための農道及び用排水施設の改修などに至ってはなおさらのことであります。

私は、ここに営農協同組合の設立を提唱いたしたいと思うのであります。その試案につきましては、……提唱いたします理由は、農地改革の成果を完璧ならしめるための裏付けといたしまして、将来に対する安心感を確立せしめることが肝要であると存ずるからであります。

即ち、疾病・死亡する等、いわゆる老少不定の原則に災され、自ら耕作す

ること能わざる場合におきましても、所有権は勿論のこと耕作権の移動を防止するために隣保協助の精神に徹し、同志的結合による協同の力によって代作をなすための自主的な組織たらしめる。これを地方の慣習たらしめるように啓発指導いたしますならば、農民は自然永久にわが物とあるとの将来に対する光明を認めました、増産に対する積極的な意欲が昂揚して来ると信ずるからであります。

つきましては、知事はお手許に配布いたしましたような営農協同組合を設立して、自主的運営にもとづき、万一組合員の一部に事故のため自ら耕作すること能わざるに至ったように場合には、組合員協同の力によって付作せしめるように、耕地の将来に対し絶対安心感を確立せしめ、農地改革の成果を完璧ならしめるように、これを府の指導奨励の方針の中に採り入れまして、啓蒙宣伝せられる御意志があるか、どうかこの点について、とくに知事の御所見をお伺いする次第であります。(拍手)

営農協同組合規約準則

第1条 この組合は、自作農家の維持発達を翼成し、隣保協睦の道義を守り、遷善改過の志を同じくして、協同克く家運の長久を維持し、且つ農業経営の合理化に協力することを以て目的となすこと。

第2条 この組合は〇〇〇営農協同組合という。

第3条 この組合は、同一地区内に居住する自作農にして、この規約に同意する者を以って組合員とする。

第4条 この組合に、左の役員を置き、任期は式年とし、重任をさまたげない。

組合長 1名 副組合長 1名

常議員 数名 班長 若干名

第5条 この組合に、この組合員5家乃至10家を団とする班を設け、班長を置き、班を以って1行動体とすること。

第6条 この組合は、左の事業を行う。

1. 共同作業

2. 労力互助
3. 農地代耕
4. 不慮の災厄に対する救助
5. 農業開発に関する研究および実行

第7条 共同作業、労力互助は各班毎に施行する。

第8条 労働能力に異常を生じた自作農地の代耕は、班の協同行事とし、若し班の余剰労力で不足の場合は隣班の協力を仰ぐこと。

但し、代耕は当該農家の維持長久を目的とする、故に代耕に関する収益処置は実状に応じ組合の協議に依る措置に委すこと。

第9条 この組合は、我農業経営の非能率に鑑み、能率的機能に転換する農地改良事業の完遂を期すること。

第10条 この組合の事業完遂のために奉仕した勤労は、組合員の勤労提供に依って応酬する規定とする。

第11条 この組合の経費にして金銭を要するものは、自作農地の反別割で徵収する。

第12条 この組合規約の改正は、組合員の決議を要する。」³⁰⁾

小林議員は農地改革にも言及し、「このまま放置すれば、数年あるいは10数年後には、農地改革実施以前の状態に再び戻るであろう」と指摘している。所有権、耕作権の移動を防止するためにも、隣保協助の精神によって代作をなす自主的な組織——営農協同組合の設立——の必要と提案がおこなわれた。

すでに、「一反歩当たり1～2万円でヤミの耕作権売買がおこなわれている」と小林議員が発言するや、すかさず「摘發」と呼ぶ者ありと記述されているよう、漸くにして農地改革の徹底が確固たるものとなりつつあった。

これに対して、木村知事は、

「第一の農地改革は土地の買上げ及び売渡しを以て完了したと考えるか、どうかということにつきましては、まだ農地改革は進行中であり、今後仕上げを要する部面が多々あるやに私は考えております。

30) 「府議会議事録」昭和23年12月15日 第1号 54～57ページ。

第二の質問……将来の動向についての見透しはどうかという問題であります
が、このままに放置しておくならば、農地改革の精神が失われてしまうと
いう危険が多分にあるということにつきましては、私も同感であります。…
…小林議員は営農協同組合を提唱せられまして、この際この組織によって農
家を指導し、奨励するということにしてはどうかという御提案であります
が、実は……まだ十分研究が積んでおりません。

従って、農地部とも十分この案の内容について検討を加えまして、もしこ
れが適當なる方策であるという結論に達しました暁においては、これを府の
農事指導方針の中に加えてゆきたいと思っております」³¹⁾
と答えた。

だが、小林議員が提唱した営農協同組合についての研究と奨励は、そのご
府の指導方針にもみられない。しかし、当時府下においては、稀少例として、
中郡丹波村農民組合の農地管理事業がおこなわれていた。

2) 耕作権のヤミ売買

長岡巻太郎議員（社会）もまた、

「現在農地法が実施中でありますが、小作人に渡った土地がもはや売られ
ておるという点が、それが2、3に止まらないということですが、こ
れは必ず事実論と思います。

よって、西尾農地部長にお願いするのでありますが、その実相を摘發し
て、速かに元の小作に返すという方法を探っていただきたい。

もし、このまま放置するならば、京都における現在の農地改革は全面的に
崩壊するものと思います。小林議員の述べられたことが、どこの村の誰であるか、
事実を究明していただきまして、これは直ちに警察の手をもって之の
小作に返す、これを要望いたします（拍手）」³²⁾

と、小作地の売買がヤミでおこなわれているので、摘發して、元の小作に返せ

31) 「府議会議事録」前掲58ページ。

32) 「府議会議事録」前掲58～59ページ。

農地改革をめぐる審議過程

とせました。

小林議員も再び質問に立ち、

「先ほど来申し上げましたように、すでに暗々の裡にそういう兆しが見え
ておる。なお甚しいのに至りましては、耕作権の売買が行われておるとい
うことを申し上げたのであります。一々の事実につきましては、いずれ他の機
会において申し上げます（「進行」と呼ぶ者あり）」³³⁾

として、注意を喚起している。

9 自作農創設下の耕作放棄にふれて

——昭和24年6月府議会——

昭和24年の6月府議会では、長岡議員は農地改革進行中における耕作放棄に
ふれて、

「農地課の調査によりますと、本年3月上旬現在、府内の耕地抛棄の状態
は480件、349段余になっております。なおこれが漸増の情勢にあり、私らに
もそれがよく分るのであります。非常に憂慮しているものでありますが、
原因は供出の過重と税金公課の負担の困難に起因していると思われます。

とくに農家の現金支出の税金は、昭和9、10、11年の3ヶ年の平均を100
%といたしまして、昭和23年は314の指数を示し、税金の圧迫は甚だしく、
農業生産農家経営を阻害しております。

なお農家経営を分析してみると、大体農家平均の現金支出のうち租税公
課が61.7%を占め、中学建築は農村の重荷となり、府下の一地方では砂糖の
配給を受けられない農家もでてきております。元来砂糖は憲法が保障する國
民の最低生活を保証するため数年目に初めて配給されたものでありますが、
憲法の保障する生活まで辞退して中学建築の負担を全うしている。なお、肥
料の配給は非常に辞退が多くなっております。

とくに馬鈴薯の種に至りましては、農家経済の貧困が輸入種薯の購入に影

33) 「府議会議事録」59ページ。

響しまして、京都府下において180万貫減収という古今未曽有の大凶作の原因になっているのが現状であります。

首切り整理の大嵐の負担は必ず帰農者の激増となり、農家の負担をさらに増大ならしめ窮乏の農村に一層の圧迫を加えることは火を見るよりも明らかなることあります。」³⁴⁾

と、戦後の強権供出と重税・高負担が農家経済と経営を圧迫し、これが府下の耕作放棄を漸増させる原因となっていると追求した。農地改革によって創設された自作農が、戦後インフレと重税によって、再び転落化傾向をみせはじめた。これが砂糖・肥料の配給辞退となり、種馬鈴薯の購入減による180万貫の減収、都市における首切り合理化による帰農者の激増と、農家の負担がさらに増大すると警告している。

10 「農地改革に要する経費増額に関する意見書」の提出

——昭和24年10月府議会——

昭和24年8月18日、第2回の農地委員会選挙が、全国一斉におこなわれた。

昭和24年後半、農地改革の打切りが論議されるなかで、府農地委員会連合会は大会をひらき、「農地改革打切り反対」ほかの要求を決議し、府議会にも要請した。

これにもとづき府議会では、10月21日「農地改革に要する経費増額に関する意見書」を、内閣総理大臣ほかに提出した。その内容は、

「政府は曩に農地改革を断行し、本府に於てもこの方針に則り、万全の措置を講じて來た処であるが、就中現下緊急処理を要する登記に関する事務は一応府県知事に委託されてゐるとは云へ、その実体は市町村農地委員会に於て之が事務遂行を行つて居り、而も本年末迄にこれが完了すべく要請されてゐるのである。

然るに、各農地委員会に於て遂行せねばならぬ事業は、地目の変更、土地

34) 「府議会議事録」昭和24年6月11日 第2号 173ページ。

農地改革をめぐる審議過程

の分筆及び合筆、所有権、移転登記、小作契約の文書化並に經理事務等之が山積の状態にあるに拘わらず、政府は昭和年度に於ては、既に農地改革の大部分が終了せむ理由とし、市町村農地委員会の経費を一委員会の全国平均僅かに18万余円、本府に於ては平均15万余円の僅少に削減されるに至った。

茲に於て、叙上の予算を以てせんか、本事業の完遂至難なる事、明らなる所にして、その経費不足を補わんとするも、現下地方財政の実情に於ては之を負担すること困難なる状態であり、単に経費の為めに、農地開放の国家大計も之が完遂に支障を来すものと思料される。

仍って、政府に於ては右事情を考察し、速かに之が予算の大幅増額を計られんことを要望する。

右、地方自治法第99条第2項の規定に基き、意見書を提出する。

昭和24年10月21日

京都府会議長 岩本 義徳

内閣総理大臣 吉田 茂殿

大蔵大臣 池田 勇人殿

農林大臣 森 幸太郎殿

衆議院議長 幣原喜重郎殿

参議院議長 松平 恒雄殿

昭和24年10月21日提出

右提出者

京都府会議員全員³⁵⁾

24年後半における農地委員会の事業は、地目の変更、土地の分筆・合筆、所有権移転登記、小作契約の文書化指導と經理事務に忙殺されていた。そのなかで、農地委員会経費が削減されたのだから、当然の要求であった。

35) 「府議会議事録」昭和24年10月21日 第6号 483~484ページ。

11 農村における相対的過剰人口問題と
地主保有 6 反歩をめぐって
——昭和25年3月府議会——

昭和25年3月府議会においては、安田才市郎議員（社会）が、地主保有 6 反歩問題ほかを追求した。

「自作農特別措置法が施行されて以来約3年間、京都府におきましては、府農地部をはじめ各市町村、農地委員会諸氏の並々ならぬ御努力によりまして、一段落となつたのであります。現在では登記及び小作調停、なお訴訟問題が少し残されておるのであります。開発も殆ど全般にわたり、私はせられたかのように承つておるのであります。私は、市町村におきまして農地委員諸氏がこの農地改革によりまして、一時に売渡し計画を立てられましたがために、府下各市町村農地委員会におきましては、その自作農特別措置法の法規通り、売渡しを行つておらない市町村もあるかのように耳にするのであります。一例を挙げますれば、府下におきましては地主の保有土地は、府下の総反別平均 6 反ということになっているのでありますが、それにもかかわらず、小作代表を地主自作代表が丸めてしまつて、違法をしておるということを各委員会並びに末端の農村の方で聞いておるのであります。府下におきまして、小作代表のしっかりしておられる所は法律通り進んでおるのでありますが、小作代表がひょろけた所によりましては、この 6 反歩の保有土地、なおほかの土地によりましても相当自作農特別措置法通り委員会も進んでおらないと聞いておるのであります。右のようなことにつきまして、農地部はじめ農地委員会にはもう一応この綿密な調査をいたされます気はあるや否やということを、部長さんにお尋ねいたすのであります。

次は、昨年私が部長さんに質問いたしました農地改革、即ち自作農特別措置法の中央よりの農地売渡しによりまして、府下農村におきましては、1戸当たり平均先ほど私が申しました通り、6 反歩ということになっておるのであります。農家におきましては、今後弟、子供、この人たちをいかにする

農地改革をめぐる審議過程

か、農地改革によって縛られまして、そうして勝手に売買ができない。

民生部指導課の調査によりますと、京都府の新制中学、小学本年の卒業生の3分の1ほか就職ができないということを承って、今後農村の青年をいかにするかということが、一番の農村に対しての残された問題と私は思うのであります³⁶⁾と。

昭和25年3月末における農地解放実績は、すでに97%に達し、安田議員も指摘したとおり、当時の農地委員会の業務も、登記および小作調停、訴訟問題の処理が残される状況であった。

しかし、市町村によっては、地主保有6反歩の制限条項に違反した行為をおこなっているとして、その調査方を打診している。そして、農地の零細化防止をどうするか、就職できない農村青年をどうするかが問題であると指摘した。

これに対して、西尾農地部長は、

「まず、農村の過剰人口の問題でございます。これは、非常に大きな問題であろうと思われます。同時に、また当面に重要な問題であると考えられるのであります、ひとり農地部のみでなく、京都府を挙げて、考究すべき問題であろうかと考えるのでありますが、私ども所管関係の範囲内でお答を申し上げたいと思います。わが国の農村の実情は、零細な経営、また多過ぎる人口という宿命的な悪条件に喘いでいるのであります。しかも、戦後は農村に人口が滔々として流れまして、たとえば昭和15年に42%という農村人口が今日では50%を超えており、また、他面耕作反対は1町以上ありましたのが、今日では平均8反6畝という零細経営の深刻度が加わっているのであります。これらに対しまして、農村の苦しい状態をみつめますとき、この処置に対しまして非常に苦しむものであります。とりあえず、過剰人口の問題として、所管関係で考えておりますことは、まず開拓地へ過剰人口を送り込むという問題でありますするが、御承知の通り開拓はすでに行き詰っている状態であります。さほど、期待すべき開拓の余地は現在では残っておらないのであります。むしろ、先ほど予算説明の際に申しましたように、従前の開拓者

36) 「府議会議事録」昭和25年3月11日 第5号 734~742ページ。

を保護し指導することが当面の急務であろうと思われますので、この面におきます過剰人口の救済は大きな期待はかけられないと考えます。その次に考えられることは、農村人口の問題であります。農村におきます過剰人口の吸收、とくに季節的な過剰労働を有益化するということは、非常に大事なことであろうと思われるであります。これらの過剰労力を吸収いたしまして農産物に加工し、有益化するという問題は、当面の急務であろうと思われるであります。しかしながら、農村工業と簡単に申しましても、非常にこれは面倒な問題であります、資材の点、あるいは販路の点、資金の点、幾多の難関はありますするが、とにかくこの点に努力をせなければならぬというように、考へておられる次第であります。

その次は、農村工業よりやや規模を小さくいたしました各農家におきます手内職の問題即ち、副業の類を奨励をいたしまして、現金収入を図り、同時にまだ労力の有益化ということも図ろうかという問題であります。副業の点につきましては、今回予算化することはできなかつたのでありまするが、何らかの方法におきまして、総予算化いたすべく努力をいたしたいとかように考へておられる次第であります。さらに、その次に考えられることは、農村におきまして農業土木を大いに起しまして、土地の改良をいたしまして、増産を図りますと同時に、農村の潜在失業者の救済を図り、いわゆる一石二鳥の方途を講ずるという点も考へられるであります。この点につきましても従前より及ばずながら力をいたして参ったのであります。

地主の保有反別が6反歩であることは申すまでもないでありまするが、地方の委員会によりましては、それ以上に保有をしているというお話をあつたのであります。我々こういうことのありませんように、平素非常に努力をいたして、注意をいたしているでありまするが、何ぶん面積の広いことであり、小作数も多いことでありますて、万全を期し得るということはなかなか困難であります。ただ、その違法不当の点は、従来からあるいは異議の申立て、訴願、嘆願等をまちまして、審査をして、是正をいたさせておるのであります。あるいは、また実地の指導を加えまして、是正さしているでありまするが、ただいまのお話のように、我々に口頭なり、陳情書なり

で分る以外に、全部にわたって再調査をするということは、これはちょっと不可能でありますので、でき得る限り適切な方法で、違法不当の点の調査に努めたいと、かように考えております。さよう御了承を願います」³⁷⁾と答えている。

昭和25年当時の農村における相対的過剰人口問題は、非常に深刻な状態で、農地部だけで解決できる問題ではなかった。農地部長も指摘しているとおり、海外からの引揚げ・帰還人口の農村吸収によって、農村人口は一挙に総人口の50%をオーバーする状況であった。しかも、耕作規模は、戦前を下廻る平均8反6畝という零細経営に下落した。これを補充するための開拓事業が、戦後急速にすすむことになるが、これとても一挙に拡大できる条件は府下にはなかった。西尾農地部長は、はっきりと「開拓の余地は現在では残っておらない」。むしろ、「従前の開拓者を保護し、指導することが当面の急務」であると云い切っている。

しかし、「季節的な過剰労働を有益化する」ために考えられた「農産物の加工……農村工業の振興」は、当時の状況からして、急速に展開できる条件はあまり期待できなかった。

そこで、西尾農地部長は農家副業の奨励によって現金収入をはかり、労力の有益化にもつながるようにしたい、とのべている。そして、食糧増産のためにも土地改良事業を展開し、農村における「潜在失業者の救済」をはかりたい、と方針を明らかにしている。

そして、最後に保有6反歩問題にふれ、違法行為のないように、異議申立て、訴願・嘆願等をへて審査し、是正したい。「再調査は不可能である」とのべた。

12 いわゆる、強制譲渡方式への切り換えについて

農地改革の打切りが論議されるなかで、昭和24年10月21日、マッカーサー書

37) 「府議会議事録」前掲743～745ページ。

簡は、「戦前の土地保有制度に歩一步復帰する可能性は、断乎抑圧せねばならぬ。世帯に適応する規模の農地における広汎な自作農創設と耕作権保護とは、今後も維持して行われねばならぬ。農地改革法は秋霜烈日の効力を發揮せねばならぬ。農地改革法は行政の十分なる支持を受けなければならぬ」と指示した。

この指令をうけて、12月5日にひらかれた全国農地課長会において、天然資源局のジュンセン氏は、「総司令部は民主主義に立脚し、あらゆる農家が要点を細部に亘り、容易に理解し得ると共に、本質に於ては極めて強固且つ公正なるため、反動勢力の如何なる挑戦にも堪え得る——かかる堅実な恒久的土農改革が日本に於ては育成涵養されるものと、多大の期待を寄せている」とのべ、農地改革法の恒久化を重ねて強調した。

農林省は、この指令にしたがて、地主的土地所有の禁止・制限を前提として、(1)これまでの「政府買収方式」を廃止し、新たに「強制譲渡方式」を採用すること。(2)農地委員会と農業調整委員会を合体して、「農業委員会」を新設する自作農創設特別措置法等の改正案を、第7国会(昭和25年)に提出した。

農林省がこの際、従来の「政府買収方式」から「強制譲渡方式」に切りかえた理由は、従来の買収対価が戦後インフレの進行によって他物価と著しくバランスを失した状態になっていたので、農地の買収が一段落して、"恒久化"に移行する際には「農地価格も引上げ」、買収方式も変えるほうがよいと考えていたからである。さらに、シャープ税制勧告によって、不動産課税のための「再評価」もおこなわれたために、「農地価格統制基準」の改訂もおこなわなければならないと考慮したからである。

この改正案は、衆議院は通過したが、参議院では審議未了となった。このとき野党は、一齊に“農地改革の恒久化”を旗じるしに、農地改革を打ち切るものとして反対した。農地委員会連合会も職員組合も同様であった。

その主な反対理由は、(1)強制譲渡方式によって、「譲渡価格」が改訂されることになれば、小作人の負担が重くなり、農地購入資金の貸付けがない場合には購入できなくなる。(2)農地委員会の事務がなお大量に残っているのに、事務機構や人員を縮少して、農業調整委員会と合体させられるのは、農地改革の事

業遂行を徒らにおくらせるものである、というものであった。

第8国会に再び提案されたが、この国会では「農地価格と小作料の7倍引上げ」が論議された。

しかし、第8国会では地方税法と土地台帳法改正法が成立し、賃貸価格が昭農25年7月31日以降廃止された。そのために、賃貸価格に基づきおいた「農地調整法第6条の2～4」までと「自創法第6条第3項」と「同法28条第2項」の規定は、失効することになった。その結果、農地価格は7月31日以降は無統制となり、「農地買収」も不可能になった。

そのために、農林省は総司令部の意向を打診し、応急措置としてポツダム政令によって、「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」（昭和25年9月11日、政令288号、いわゆる“強制譲渡令”という）が公布されたのであった。さらに、同日“小作料の7倍引上げ”的農林省告示（277号）が公布された。

いわゆる、“強制譲渡令”的内容は、(1)1950年（昭25）7月30日以前に買収する予定になっていたものは、従来どおり買収する。(2)それ以後（7月30日）の新しい保有制限超過分や、創設自作地で自作をやめる分については、政府の“買収”や“先買”をやめて、強制譲渡方式にする。(3)“対価”は統制しないが、買い手がない場合は、「最低価格（現行の7倍）」で国が買取る。(4)政府の土地代金は、「自創特別措置会計」とする、というものであった。

あとがき

本稿は、「京都府農地改革史」（京都府農業会議・昭和55年3月刊）の編纂のため執筆したものであるが、印刷枚数が制限されたために、やむなく割愛されたものである。

改めて、京都府と京都府農業会議ならびに府議会議事録の閲覧ならびに便宜をいただいた京都府府議会図書館に感謝の意を表したい。

資料

〈註〉 ここに掲載する『農地買収計画について』(1947年6月20日)は、戦後農地改革の第一回買収がおこなわれた直後、農林省農地部がだした方針である。これだけ細部にわたって、「買収計画・売渡計画」について指示した通達は、今日においてもめずらしい。この通達を通じて、長年にわたって準備してきた農地改革を実施するという躍動を、よみとることができるであろう。

「農地買収計画について」

1947. 6. 20

農林省農地部

1. 農地解放の進行の速度は、市町村農地委員会の買収及び売渡計画の作成の速度によって左右されるものである。
2. この買収及び売渡計画の作成は、極めて複雑な、且つ、膨大な事務である。何故ならば、日本の耕地は1億個以上の細片に分割されており、その一片、一片が所有者及び耕作者を異にしている。この中から、買収の条件に適合するものとならざるものとをよりわけなければならぬが、日本における登記制度の不備から、そのまま買収及び売渡計画の作成に役立つる如く整備された資料がない。
3. したがって、市町村農地委員会は、先づ管内の全耕地について、基礎的な調査を行い、耕地1筆毎に、その所有者、耕作者等を明らかにしたカードを完成しなければならない。これは、用紙だけでも100万ポンド以上を必要とする膨大な事務である。
4. この膨大且つ複雑な事務を行うべき市町村農地委員会は、昨年12月末選挙によってはじめて発足した新しい機関であって、成立後未だ6ヵ月を出てない。市町村農地委員会は、市町村とは独立したものとしてつくられているから、事務局として市町村の組織を利用することができず、全く独自の事務局をもたなければならぬ。その事務局の中心は、一委員会3名宛の専任書記である。この専任書記が事務処理の全責任を負っているのであって、全能力を發揮してもその処理しうる事務の分量には一定の限界がある。
5. 以上の条件の下で、2年内に200万町歩の解放事務を完了するためには、出来るだけ充分の準備期間をおいて、その間に農地委員会の書記の訓練と基礎調査の完成に主力を注ぎ、事務が一応軌道にのってから逐次テンポを早めて、一気に解放を完了するように指導するのが最も能率的であると考えられる。
6. この方針でたてられたのが、別紙の買収計画であって、1947年12月から1948年の3月迄の間に、最も成績をあげるよう考慮されている。そして1948年の3

農地改革をめぐる審議過程「資料」

月迄の累計は、約1,350,000町歩であって、予定の200万町歩の67.5名に達する。

(注) 開放目標は200万町歩と予定されている。これは、1944年の耕地面積に基いた推計である。しかし、1947年3月に各府県で行った推計の結果は、全開放見込面積は1,542,463町歩と報告されている。この面積に対しては、1948年3月迄に80%が解放される計画になる。しかし、我々は更に精密な調査による開放見込面積の増加を期待しておるのであって、この増加せしむべき開放予定面積の処理が、1948年3月以後における重要な課題となる。

6. 右の買収計画は、現在の与えられた条件の下においては、合理的なものであると信ずる。上述の如く農地解放の事業は、府県庁の職員を通じて全国1万1,000の市町村農地委員会の10万人の委員、3万人の専任書記を動かしてゆくものであって、この多くの人々の心からの協力がなければ成功しない。中央で一方的計画数字をきめておしつけても、決して成功しないことはいうまでもない。事業の初期に、いたずらに成績をあげることをあせっても、末端で実際に仕事をする人々の過労をまねくだけで、有終の美を収めることが困難となるであろう。
7. しかし乍ら、予定された買収計画のテンポを更に早めることが絶対に必要であるとすれば、我々は、それを可能ならしめる如く条件を変更しなければならぬ。そのためには、次の如き事項が考えられる。
 - (1) 先づ、買収計画の継上げを必要とする理由が明白な言葉を以て、すべての人々に、特に実際の仕事を行う市町村農地委員会の委員や書記に徹底させられなければならない。
 - (2) 買収と売渡を行なうことは、不可能である：何故ならば、売渡の機会を公平にし、且つ能う限り耕作地の集団化を図るために、一委員会が管内の買収しうる農地の全部を買収してからでなければ売渡計画がたてられないのであるが、売渡計画と買収計画を同時に行なうためには、買収計画の方をそれだけ遅らせることになる。だから、買収だけをまづできるだけ早く行い、その後売渡計画をたてるという方法がとられなければならない。
8. しかし、この点に関しては、我々は農地の買収時期と売渡時期とを一致せしむべしとの閣議決定の束縛を受けているから、この点を改正する諒解を得なければならぬ。
- (3) 買収を急ぐため、何物も顧慮せずに先づ買収を急ぐという方式が承認されるとすれば、次に買収の事務を最短期間に完成するための最も理想的なやり方として考えられるのは、一応全部の農地を国が買収し（それは、1片の法律で無条件に土地を国有にうつすことを意味する）、かかる後、自作地や在村地主の1町歩以内の保有地は、前の所有者に売戻すという方法である。この方法が実行できぬとしても、事務についての農地委員会や地方庁の負担を、

買収しやすい様にできるだけ省いてやらなければならぬ。そのために有効な方法としては、

(1) 買収計画作成のため、登記簿との照合が極めて手間どる仕事となつてゐる。登記簿との照合は、主として担保権者の保護のためと、登記手続のために必要とされている。このため、農地委員会の書記の1人は連日登記所に赴いて、これに没頭しなければならない。この負担を省くため、登記所の要員を大規模に増員して、市町村農地委員の事務を積極的に援助させること。尚、登記の手続きは徹底的に簡便にすること。

(2) 法定の異議申立及び訴願期間が2ヶ月あるが、この期間内でも買収計画の承認をなしうるようにすること。

(3) 買収対価の支払事務を徹底的に簡易化し、必要なときは会計法上の特例を設けること。尚、特別会計は年度区分を廃して、2年間を1会計年度とするすること。

(4) 報償金を廃止するか、又は支払を2年後にのばすことなどが考えられる。

(4) 一方に於て、地方庁及び市町村農地委員会の事務処理の能力を増すことが必要である。すなわち、第1に、市町村農地委員会の経費（書記の給料を含めて）を充分にすること。第2に、地方庁の事務費を潤沢にすることである。このことは、最初にのべた計画のテンポを早めることを考えに入れないで、単に最初の計画を実行するだけのためにも、絶対に必要なことである。現在の予算を以てしては、農地委員会の書記は月410円の給料で誰よりも急がしい仕事をしなければならないし、地方庁の係官は農地委員会の指導のため、1年に15円程度の出張旅費しか与えられていない。

また、農地委員会の委員や書記の士気を鼓舞するために地下足袋や、ゴム靴や、自転車や、酒などの現物報償をすることも、現下の事態において極めて有効な措置である。

〈別表〉

農地解放計画

開放見込	在村地主	921,530町
	不在地主	620,933
	合 計	1,542,463

第1回 1947年3月31日 129,259町(実績)

第2回 1947年7月2日 165,492

財産税物納 130,406

第3回 1947年10月2日 181,080

農地改革をめぐる審議過程「資料」

第4回	1947年12月2日	310,547町
第5回	1948年2月2日	185,299
第6回	1948年3月2日	246,096
第7回	1948年7月2日	108,479
第8回	1948年10月2日	58,127
第9回	1948年12月2日	27,679

〈註〉『農地改革関係京都府公報一覧』(昭和19年3月～昭和26年7月)は、農地改革前の昭和19年3月から第一次農地改革を経て第二次農地改革が実施され、ほぼ完了をみる期間にわたって京都府からだされた農地改革関係の公報一覧である。この作成にあたっては、京都府議会図書館に所蔵する各年度別の「京都府公報綴」を利用した。

農地改革関係京都府公報一覧 (昭和19年3月～昭和26年7月)

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和19年3月	府令	21	3月7日	269	農地調整法施行細則
	"	27	3.31	423	農業生産統制令施行細則
	告示	178	3.4	号外	府食糧増産委員会規程
	"	222	3.17	335	小作料ノ額並ニ減免条件ヲ定ムルノ件認可
	"	262	3.24	393	京都都市計画緑地事業ヲ執行すべき行政令指定
	通牒、照会	9農政758	3.7	284	自作農創設維持資金償還負担軽減費交付申請ノ件
	"	9農政787	3.10	312	自作農創設維持ノ件
	"	9農政813	3.17	341	臨時農地等管理令第8条ノ件
	"	9農產282	3.18	号外	空荒地等利用徹底ノ件
	"	9農產284	3.18	"	食糧増産班ノ編成並ニ運営ニ関スル件
	"	9農政889	3.31	455	空荒地等利用斡旋ノ件
19.4	告示	407	4.19	号外	鶏卵ノ最高販売価格指定
	"	409	4.19	"	蔬菜及果実ノ最高販売価格指定
	通牒、照会	9農政992	4.11	478	農業生産統制令改正ノ件
19.5	通牒	9農政898	5.5	592	農地ノ移動統制ノ件
	"	9農產5221	5.17	号外	京都府甘藷苗移出統制規程ノ件
	"	9農政1599	5.30	671	農村負債整理資金融通ノ件
19.7	"	9農產776	7.11	799	畜力動員ノ件
	"	9農產919	7.28	860	食糧増産班長嘱託ノ件
19.8	"	9農政1023	8.1	868	自作農創設促進報奨資金取扱ノ件
	"	9農產958	8.5	号外	農業生産奨励施設助成金交付要綱改正ノ件
	"	9農政2205	8.8	884	未利用食糧資源ノ活用ノ件
	"	9農政2218	8.29	938	戦時農業要員ノ取扱ノ件
19.10	"	9農政3185	10.27	1,099	農村労力非常対策要綱ノ件

農地改革をめぐる審議過程「資料」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和19年11月	通牒	9 農政3453	11月28日	1,190	昭和19年産甘藷の売渡、又ハ販売ノ委託ノ制限ノ件
20. 11	"	20 農政5099	11. 12	号外	主要食糧配給人口ノ一斉調査
20. 12	"	20 農政5441	12. 18	834	就農対策実施ノ件
21. 1	"	1 農産12	1. 15	25	昭和20年産米供出報奨用肥料並ニ農機具特配要綱ノ件
21. 2	告示	75	2. 19	105	農地調整法ニ依ル選挙人名簿ノ調整等ノ期日等ノ制定
	通牒	1 農政1093	2. 19	112	農業団体法中改正法施行ノ件
21. 3	告示	107	3. 5	149	農地調整法関係法令中市又ハ市長ニ関スル規定ヲ区又ハ区長ニ適用ノ件
	通牒	1 農政1161 1 農政1237	3. 12 3. 19	172 184	昭和20年度米ノ供出促進ノ件 主要食糧ノ供出ニ関スル金融緊急措置ノ運用ノ件
	"	1 農政1285	3. 29	201	食糧営団運営委員会ノ設置ノ件
21. 5	"	1 農政1561	5. 3	284	自作農創設促進報奨資金取扱ノ件
21. 7	"	1 農政2059	7. 9	480	青果物等統制令に基く指定消費地域並に指定荷受機関の件
21. 8	"	1 農政2296	8. 2	512	農地制度の改革について
21. 11	告示	643	11. 27	号外	市町村農地委員会委員の選挙人名簿の縦覧について
	"	644	11. 27	"	農調法17条の2の地区農地委員会設置
	"	645	11. 27	"	農調法17条の3の京都市の区の指定
21. 12	"	680	12. 20	827	農地委員会をおかない区村における市町村農地委員会の権限に属せしめられた事項を処理する市町村農地委員会指定
22. 1	"	18	1. 21	43	京都府農地委員会選挙期日
	"	19	1. 21	43	京都府農地委員会選挙区及びそ

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	告示	20	1月21日	44	の区割選挙すべき委員の数並びに選挙会場 京都府農地委員会選挙会投票分会
	"	21	1. 21	44	京都府農地委員会選挙会投票分会
	"	27	1. 28	64	京都府農地委員会委員選挙期日変更
	"	28	1. 28	65	京都府農地委員会候補者届出
	"	30	1. 31	83	食糧管理法施行規則
	"	31	1. 31	83	米穀管理法施行規則
昭和22年1月	通牒	2 農地300	1. 21	52	第2次農地制度改革について
22. 2	告示	64	2. 14	120	京都府農地委員会委員候補者届出
	"	65	2. 14	122	京都府農地委員会委員候補者届出
	"	78	2. 21	号外	京都府農地委員会選挙区開票立会人日時場所
	"	79	2. 21	"	選挙立会人抽せんの場所及び日時
	"	80	2. 21	"	選挙立会人抽せんの選挙会開票分会開設場所一部変更
	"	81	2. 21	"	京都府農地委員会委員届出
	"	81	2. 24	"	候補辞退の届出
	"	71	2. 18	130	京都府農地委員会委員候補者届出
	通牒	2 農地32	2. 21	148	農地調整施設助成要綱設定について
		2 農地40	2. 28	6号外	農地等.....
22. 3	告示	105	3. 6	177	府農地委員会委員当選
通牒	2 農地64	3. 18	号外1	農地等の買収及び売渡事務処理要領について(第2)	
22. 4	府令	19	4. 15	245	農地調査施行細則
通牒	2 農地100	4. 1	号外1	農地等の買収及び売渡事務処理要領について	
	"	2 農地105	4. 1	号外2	財産税法による農地の物納と自作農創設特別措置法第6条の規定による農地の買収計画との調整について

農地改革をめぐる審議過程「資料」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和22年6月	告示	361	6月24日	号外	上京区農地委員会補欠選挙調査表
	"	362	6. 24	"	舞鶴第1区農地委員会補欠選挙調査表
	通牒	2 農政179	6. 2	"	農地等の買収及び売渡事務處理要領について
22. 7	告示	373	7. 1	440	農地委員候補資格調査表提出期間
	"	390	7. 4	445	農地委員会補欠選挙確認
	"	404	7. 11	464	本庄村農地委員選挙資格調査表提出期限
	"	407	7. 15	471	熊野村田村農地委員選挙会選舉立候補資格調査表提出期限
	"	408	7. 15	471	竹野郡弥栄村農地委員選挙会選舉立候補資格調査表提出期限
22. 8	"	499	8. 29	号外	市町村食糧調整委員会の選挙に関する名簿の調整綱覧異議の決定及び訴願の提起に関する期日及び期間
	通牒	2 農地274	8. 1	524	国有農地の開放について
	"	2 農地275	8. 1	525	農地の買取物価支払事務について
	"	2 農地276	8. 1	525	売渡通知書様式変更について
	"	2 農地277	8. 1	527	他府県に於ける地区農地委員会の設置並びに農地委員会を設置しない市町村について
	"	2 農地278	8. 1	538	市町村農地委員会の会議運営について
	"	2 農地279	8. 1	538	市町村農地委員会の全員辞任又は解散の場合における事務の運営並びに補欠選挙の際確定名簿記載の階層が移動している場合における選挙数及び被選挙権について
	"	2 農地289	8. 1	539	農地等の買収対価及び報償金の現金支払について
22. 9	告示	505	9. 2	号外	京都府食糧調整委員会委員選挙地指定
	"	506	9. 2	"	地区食糧調整委員会設置
	"	507	9. 2	"	京都府食糧調整委員会委員の選挙期日及び選挙会場指定

経済学論集 第5巻第3号

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	告示	508	9月2日	号外	市町村食糧調整委員会を置かない市町村の指定
	"	514	9. 5	625	京都府農地委員会第一選挙区選挙会開設
	"	523	9. 9	631	自作農創設特別措置法第3条の規定により買収令書交付
	"	525	9. 10	号外	食糧調整委員会選挙会投票分会設置
	"	539	9. 12	652	農地委員会委員当選
	"	553	9. 16	669	農地買収令書交付不能削除
	"	557	9. 17	号外	食糧調整委員会委員候補者届出
	"	558	9. 18	"	食糧調整委員会委員候補者届出
	"	566	9. 19	686	農地買収令書中交付不能
	"	569	9. 19	号外	食糧調整委員会委員候補者届出
	"	570	9. 19	"	食糧調整委員会無投票選挙区について
	通牒	2 農地396	9. 22	号外	各都道府県の面積について
	"	2 農地397	9. 22	"	刑執行中の者及び未決拘留中の者の農地の買収について
	"	2 農地398	9. 22	"	供託請求書の記載について
	"	2 農地399	9. 22	"	報償金交付要綱について
	"	2 農地400	9. 22	"	自作農特別措置法第3条第1項第3号の面積の適用について
	"	2 農地401	9. 22	"	物納農地の管理換及び売渡について
	"	2 農地402	9. 22	"	政府買収又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其の他の負担について
	"	2 農地403	9. 22	"	農地等買収令書の返送事務について
	"	2 農地404	9. 22	"	民事訴訟法の応急的措置法第8条と自作農法との関係
	"	2 農地405	9. 22	"	農地買収代金の支払について
	"	2 農地406	9. 22	"	特定人(戦争犯罪人容疑者)の所有する農地の取扱いについて
	"	2 農地407	9. 22	"	委任状の提出について
	公告		9. 2	624	未墾地買収計画
昭和22年10月	告示	602	10. 3	734	食糧調整委員会互選挙
	"	666	10. 24	772	農地買収令書交付不能削除
	"	671	10. 28	790	農地買収令書交付不能
	"	675	10. 31	795	農地買収令書交付不能削除
	通牒	2 農地444	10. 28	号外	自作農創設特別措置法第3条第5項第2号(仮表自作地)農地の

農地改革をめぐる審議過程「資料」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
		2 農地448	10月28日	号外	取扱いについて 社寺境内地の取扱いについて
		2 農地452	10. 28	"	農地証券の財産税物納について
		2 農地453	10. 28	"	担保権の処理について
		2 農地454	10. 28	"	農地等の買収及び売渡事務 要領(その7)
		2 農地455	10. 28	"	自作農創設特別措置法第15条の 規定に基く建物の買収について
		2 農地456	10. 28	"	水害等非常の災害に因り滅失又 は毀損した農地の買収売渡事務 の処理について
		2 農地457	10. 28	"	農地等の買収及び売渡事務 要領(その8)
昭和22年11月	告示	687	11. 7	807	米穀の政府に売渡時期
	"	718	11. 18	841	土地買収令書交付不能
	通牒	2 農地523	11. 25	873	農地等の買収及び売渡事務 要領について(第9)
		2 農地524	11. 25	874	部落有地の取扱いについて
	公告		11. 14	837	未墾地買収計画公告
22. 12	告示	802	12. 19	939	買収令書交付不能削除
	"	818	12. 26	960	買収令書交付不能
	通牒	2 農地567	12. 12	号外	農地等の買収及び売渡事務 要領について
		2 農地568	12. 12	"	地区外に所有する農地に対する 報償金について
		2 農地569	12. 12	"	自作農創設特別措置法に伴う農 地等の売渡代金の第一封鎖支払 について
23. 1	告示	28	1. 20	31	買収令書交付不能
23. 2	府規則	7	2. 6	87	農協法施行細則
	告示	67	2. 3	80	農地買収令書交付不能
	"	107	2. 10	96	農地買収令書交付不能の中削除
	"	135	2. 27	125	農地買収令書交付不能の中削除
	府選挙管理委員会告示	2	2. 20	号外	農地調整法施行令による選挙人 名簿に関する期間
	"	3	2. 20	"	農地調整法施行令による選挙人 名簿に関する期間
23. 3	告示	139	3. 2	137	未墾地買収令書交付不能
	"	150	3. 5	148	買収令書中交付不能
	"	161	3. 12	172	農地買収令書交付不能の中一部削除

经济学論集 第5卷第3号

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	告示	162	3月12日	172	買収令書交付不能
	"	203	3. 30	219	農地買収令書交付不能
23. 4	告示	220	4. 2	224	農地買収令書交付不能の中削除
	"	284	4. 30	421	農地買収令書交付不能の中削除
23. 5	"	310	5. 7	335	農地買収令書中交付不能公告
	"	311	5. 7	339	農地買収令書中交付不能の中削除
	公 告		5. 7	357	未墾地買収計画
23. 6	告示	363	6. 1	432	農地買収令書交付不能の中削除
	"	381	6. 8	449	農地委員会廃止不設置
	"	386	6. 11	460	農地買収令書交付不能
	"	425	6. 29	515	食糧管理法施行規則の一部改正
	通牒	3 農地607	6. 22	501	市町村農地委員会専任書記の給与について
	"	3 農地608	6. 22	501	農地調整施設助成金について
23. 9	告示	581	9. 7	750	農地買収令書交付不能の中削除
	"	626	9. 28	812	農地買収令書交付不能の中削除
	通牒	3 農務2411	10. 5	854	食糧確保臨時措置法施行及び市町村農業調整委員会の選挙について
23. 10	公 告		10. 8	868	未墾地買収計画
23. 11	告示	715	11. 2	号外	食糧確保臨時措置法による地区農業調整委員会設置
	"	742	11. 16	962	地方農業調整委員会設置及び会長指定
	通牒	3 農地1109	11. 9	948	農民祭行事について
	"	3 農務2690	11. 12	958	覚書該當者等の地方農業調整委員会市町村農業調整委員会の委員への就職禁止について
	公 告		11. 24	972	未墾地買収計画修正公告
23. 12	告示	840	12. 28	1,069	農地開発建設事務所設置
24. 1	"	1	1. 7	2	農地買収令書交付不能公告中削除
	"	2	1. 7	2	農地買収令書交付不能公告中削除

農地改革をめぐる審議過程「資料」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和24年3月	府規則	26	3月4日	165	食糧確保臨時措置法に基く知事の権限事項の市長へ権限を委任
	告示	194	3.29	245	国有農地等の一時貸付に関する規則の期日並びに様式
	通牒	4農務432	3.1	159	食糧増産施設補助金交付要綱制定について
	"	4農務509	3.29	246	農業団体の食糧増産運動に対する協力費補助について
	"	4農地399	3.31	号外	国有農地等の一時貸付及び国有財産台帳等作製に関する事務処理要領について
24.4	告示	210	4.1	号外(2)	農地に対する買収令書
	"	243	4.15	号外	自作農創設特別措置法の規定
	"	244	4.15	"	自作農創設特別措置法の規定
	"	259	4.20	号外1	農地買収公告
	"	267	4.26	348	地区農業改良委員会の設置
	"	268	4.26	348	改良普及員の勤務する事務所を設置
	"	274	4.30	374	農地委員会委員補欠者につき覚書に該当する者でない旨の確認を京都府知事に対して求むべき期日を指定
	"	286	4.30	378	地区農地委員会を設置
	"	297	4.20	号外	農地買収計画公告表
	"	315	4.30	"	第8回京都府管内農地買収公告
	通牒	4農務762	4.15	306	昭和24年度主要食糧増産運動実施について
	公告		4.15	307	未墾地買収令書交付に代る公告
24.5	"		5.1	1	未墾地買収令書交付に代える公告
	"		5.4	392	未墾地買収計画公告について
	"		5.6	403	宝池公園造設について公告
24.6	"		6.28	541	未墾地買収計画変更公告
24.7	府規則	63	7.15	583	農地委員会の委員の定数増加
	告示	538	7.26	620	地区農地委員会を設置
24.8	府規則	70	8.12	653	農地委員について
	告示	575	8.12	653	農業改良助成法による京都府専門技術員の資格選考及び任用要

経済学論集 第5巻第3号

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	告示	601	8月23日	675	綱 京都府食糧対策委員会規程廃止 収用することができる土地細目
	公告		8. 9	650	
	告示(府選 挙管理委員 会)	41	8. 20	号外	京都府農地委員会委員選挙人名簿の調整、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日、期間について
	"	42	8. 20	"	農地委員に選挙すべき委員の数について
	"	43	8. 20	"	選挙区の各投票区について
	"	44	8. 20	"	選挙区の各開票区について
	"	45	8. 20	"	京都府農地委員会委員の総選挙の期日について
	"	46	8. 20	"	京都府農地委員会委員選挙における京都府各投票区の投票管理者及び投票管理代理者選任について
	"	47	8. 20	"	京都府農地委員会選挙の各開票区の開票管理者及び開票管理者代表者選任について
	"	48	8. 20	"	京都府農地委員会選挙の第一選挙区及び第2選挙区の選挙長及びその代理者並びに職務管掌者を選任
	"	49	8. 20	"	市町村選挙管理委員会指定
	"	50	8. 20	"	京都府農地委員会委員選挙に用いる投票用紙
	"	51	8. 20	"	京都府農地委員会委員選挙人名簿の縦覧の場所及び日時について
	告示	1	8. 20	"	京都府農地委員会委員候補者推せん届出
	"	3	8. 24	"	京都府農地委員会委員候補者の届出
	"	4	8. 24	"	京都府農地委員会委員候補者の届出
	"	5	8. 25	"	選挙立会人互選及び抽せんの場所及び日時について
昭和24年9月	公告		9. 2	698	未墾地買収計画縦覧公告
	"		9. 13	751	未墾地買収計画縦覧公告
	府選挙管理委員会告示		9. 8	号外	選挙管理委員会告示一部改正
	"		9. 9	"	農地委員会委員選挙人名簿につ

農地改革をめぐる審議過程「資料」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	府選管理委員会告示		9月12日	号外	いて異議申立て 農地委員会委員、候補氏名表発行規程
	"		9. 12	"	選挙のため使用することのできない議事堂について
	"		9. 22	"	農地委員会委員選挙の結果、当選人の住所氏名について
	選挙通牒		9. 17	"	京都府農地委員会委員候補者の通称等について
昭和24年10月	告示	746	10. 11	823	地区農地委員会を設置
	"	767	10. 21	865	地区農業調整委員会設置について
	"	777	10. 25	872	京都府改良普及員の資格選考及び任用方法規程
24. 12	公 告		12. 1	号外	未墾地買収令書交付に代える公告
	"		12. 9	1,014	昭和25年度麦類の農業計画
			12. 13	1,019	未墾地買収計画縦覧公告
25. 1	告 示	65	1. 31	73	農地調整法第4条第2項第3号の面積
25. 2	選挙告示	4	2. 14	号外	農地委員選挙の選挙会の場所及び日時
	"	5	2. 18	"	農地委員当選人に対する當選証書付与
	"	6	2. 18	"	農地委員当選人の住所氏名
25. 3	府 条 例	9	3. 24	191	京都府農業改良事業条例一部改正
	公 告		3. 27	号外	未墾地買収令書交付に代える件
25. 4	告 示	206	4. 4	号外	農地買収令書交付不能
	"	244	4. 18	262	地区農業調整委員会設置
	公 告		4. 4	226	昭和25年度未雑穀の農業計画
	"		4. 18	266	未墾地買収の損失補償金額通知書交付不能
25. 5	告 示	319	5. 16	355	地区農地委員会設置
	公 告		5. 2	321	未墾地買収計画縦覧
	"		5. 19	364	未墾地買収計画縦覧

经济学論集 第5巻第3号

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和25年7月	通牒	5農地2207	7月31日	号外	農地等対価報償金及び補償金支払事務手続について
	"	5農地2209	7. 31	"	農地の買収及び売渡事務処理要領中買収令書、地区外に所有する農地に対する報償金交付決定通知書及び損失補償金額決定通知書の様式改正について
	"	5農地2210	7. 31	"	供託金の還付及び取戻等に関する手続きについて
	"	5農地2224	7. 31	"	農地等の買収及び売渡事務処理要領の改正について
	公 告		7. 25	566	未墾地買収計画総覧
25. 8	告 示	522	8. 8	610	京都都市計画風致地区特別地区指定
	"	562	8. 25	647	地方農業調整委員会設置及び会長指定
	"	563	8. 25	647	地方農業調整委員会設置等の中名称、区域等の削除
	"	564	8. 25	647	地方農業調整委員会の設置
25. 10	告 示	684	10. 6	759	京都府農地交換分合推進委員会規程
	"	702	10. 13	802	自作農創設特別措置法の規定により昭和25年3月2日に買収した農地等に対する買収令書の交付
	"	718	10. 20	836	農地等の交換分合施設補助金交付規程
	"	729	10. 31	858	船井郡川辺村農地委員会委員補欠選挙の候補者につき覚書に該当する者でない旨の確認を京都府知事に対して求むべき期日の指定
	通牒	5農務2216	10. 6	762	昭和25年度京都府改良普及員の資格試験について
	"	5農地2041	10. 13	808	農地等の交換分合の実施
	"	5耕1179	10. 13	809	開墾事業補助要項の改正について
	"	5農地2294	10. 31	号外	自作農創設特別措置法第13条並びに民法第494条の規定に基く農地等対価供託金受取人氏名通知について

農地改革をめぐる審議過程「株式会社」

	種類	発件番号	月日	頁	件名
昭和25年11月	告示	785	11月24日	918	与謝郡日置村農地委員会委員補欠選挙の候補者につき覚書に該当する者でない旨の確認を京都府知事に対して求むべき期日
25. 12	"	814	12. 5	978	地区農業調整委員会の設置
	"	830	12. 15	1,034	京都市右京区、伏見区、乙訓郡久武村、乙訓郡羽東師村、乙訓郡大村村農地委員会を廃し、京都市右京区及び伏見区に地区農地委員会の設置
	"	831	12. 19	1,039	昭和26年1月16日執行予定の北桑田郡黒田村農委補欠選挙の候補者につき覚書に該当するものない旨の確認を.....
	"	832	12. 19	1,039	昭和26年1月16日執行予定の舞鶴市第2及び第3農委補欠選挙の候補者につき覚書に該当するものない旨の確認を.....
	"	45	1. 19	68	食糧確保臨時措置法の規定による地区農業調整委員会の設置
26. 1	"	48	1. 19	68	熊野郡上佐濃村農地委員会の廃止及び熊野郡上佐濃村農委の廃止
	"	102	2. 9	191	昭和26年3月7日執行予定の船井郡川辺村農地委員会補欠選挙の候補者につき覚書に該当するものない旨を確認を.....
26. 2	"	114	2. 13	198	自作農創設特別措置法の規定により昭和25年7月2日買収した農地等に対する買収令書中令書の交付に代えるもの
	"	156	2. 27	255	自作農創設特別措置法の規定による牧野以外のものの対価の基準
	公告		2. 9	号外	未墾地買収計画縦覧公告
26. 3	"		2. 27	256	未墾地買収令書の交付に代える公告
	告示	190	3. 13	313	地区農業調整委員会の設置
	"	191	3. 13	313	地区農業調整委員会の設置及び会長の指定
	"	192	3. 13	313	昭和23年京都府告示第742号(地

	種類	発件番号	月日	頁	件名
	告示	193	3月13日	313	方農業調整委員会設置等)の一部改正 町村農地委員会を廃し、宇治市に地区農地委員会の設置
昭和26年4月	"	423	4. 13	496	地区農業調整委員会の設置
	"	444	4. 20	589	改良普及員の勤務する事務所の名称及び位置の一部改正
	"	445	4. 20	589	地区農業改良委員会の名称及び管轄区域の一部改正
	"	447	4. 20	590	農地等買取令書
	"	458	4. 24	608	
	"	459	4. 24	608	地区農地委員会の設置(合併)
	"	460	4. 24	609	
	"	461	4. 24	609	
公通牒	告白	6選117	4. 6	455	農地等交換分合計画認可
			4. 9	号外	農業調整委員会委員の選挙について
26. 5	告示	495	5. 11	743	
	"	496	5. 11	743	
	"	497	5. 11	744	地区農地委員会の設置
	"	498	5. 11	744	
26. 6	告示	562	6. 5	865	京都府農業委員会委員選挙における選挙区および当該選挙区において選挙すべき委員の数
	"	602	6. 22	1,092	農地調整施設補助金交付規程
	"	603	6. 22	1,092	自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受ける土地の譲渡令書の交付
	通牒	6農地1698	6. 22	1,093	農地調整施設補助金交付規程制定について
公告			6. 5	866	農地等交換分合計画の認可
	"		6. 19~6. 26	1,060~1,127	市町村農業委員会の設置
選挙規程		7	6. 15	号外	農業委員会委員選挙事務執行規程
26. 7	告示	655	7. 10	1,207	土地改良法に基く公告
	"	649	7. 6	1,191	
	"	674	7. 17	1,229	
	"	684	7. 20	1,236	土地譲渡令書の交付
	"	697	7. 24	1,243	

農地改革をめぐる審議過程「資料」

種類	発件番号	月日	頁	件名
告示	698	7月24日	1,243	
"	708	7. 27	1,265	土地譲渡令書の交付
通牒	6 農政310	7. 24	1,260	市町村農業委員会会議規則について
公 告		7. 6	1,195	未墾地買収令書の交付に代える公告
選挙告示	63	7. 20	1,237	京都府農業委員会委員の解任請求に要する各選挙区における有権者総数の%の数

